

第104回定時総代会議案

報告事項	I. 2025年度事業報告の件.....	1頁
	II. 2025年度貸借対照表、損益計算書及び 基金等変動計算書報告の件.....	39頁
	III. 相互会社制度運営報告の件.....	56頁
決議事項		
第1号議案	2025年度剰余金処分案承認の件.....	60頁
第2号議案	社員配当準備金分配の件.....	61頁
第3号議案	総代候補者選考委員11名選任の件.....	83頁
第4号議案	評議員1名選任の件.....	85頁
第5号議案	取締役12名選任の件.....	86頁

報告事項Ⅰ. 2025年度事業報告の件

2025年度 $\left[\begin{array}{l} 2025年4月 1日 \\ 2026年3月31日 \end{array} \right]$ 事業報告書

1. 保険会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

[主要な事業内容]

当社は生命保険業免許に基づき、個人保険、個人年金保険、団体保険、団体年金保険などの生命保険の引受けを行うとともに、保険料として収受した金銭等の資産の運用として、有価証券投資、貸付、不動産投資などを行っております。また、生命保険業に付随する業務及び法定他業も行っております。

[経済情勢と業界動向]

2025年度の世界経済は、好調な設備投資などに支えられた米国を中心に、堅調に推移しました。

米国経済は、雇用環境がやや軟化したものの、株高などが支えとなり個人消費が底堅く推移するなか、活発なAI関連投資をけん引役に設備投資が増加したことで、堅調さを維持しました。欧州経済は、個人消費が良好な雇用環境や物価の安定に支えられ、国防関連などの政府支出も増加するなか、緩やかに成長しました。中国経済は、住宅投資の低迷が続くなか、設備投資が製造業の機械投資やインフラ投資で一服し、緩やかに減速しました。日本経済は、食料品などの価格高騰の勢いがやや弱まり、良好な雇用環境もあって個人消費が底堅く推移するなか、設備投資が高水準の企業収益を背景にIT関連などで増加し、緩やかに成長しました。

金融政策については、海外の主要中央銀行は景気の下振れリスクに対応するため、緩やかなペースでの利下げを継続しました。FRB（米連邦準備理事会）は年度内に3回の利下げを実施し、政策金利を2025年3月末の4.25～4.5%から3.5～3.75%へと引き下げました。ECB（欧州中央銀行）は年度内に2回の利下げを実施し、政策金利（預金ファシリティ金利）を2025年3月末の2.5%から2.0%へと引き下げました。一方、日本銀行は2%の「物価安定の目標」が実現する確度が高まっているとして、政策金利を2025年3月末の0.5%から12月に0.75%へと引き上げました。

金融資本市場については、長期金利の指標となる10年日本国債利回りは、株価下落に伴うリスク回避の動きにより、前年度末の1.485%から4月に一時1.0%台まで低下した後、関税政策の軟化などを受けた米国の長期金利上昇を背景に、5月には1.5%台に上昇しま

した。その後は、10月の自民党総裁選での高市氏の勝利などを受けた財政支出拡大への懸念や、12月の日本銀行による利上げなどを背景に上昇基調が続き、1月には2.3%台まで上昇しました。その後は概ね横ばいで推移し、期末は2.345%となりました。株価については、トランプ政権による相互関税の発表を受けて、日経平均株価で前年度末の35,618円から4月に一時30,000円台まで下落した後、国別の追加関税率の90日間の延期や、米英間の貿易合意などにより上昇に転じました。2024年7月の水準を上回り史上最高値を更新した後も、米国のハイテク株の上昇や日米間の関税合意などを背景に上昇基調が続き、10月には52,000円台まで上昇しました。その後、2月の衆議院選挙での自民党の議席数の大幅増を受けて一段と上昇し、一時59,000円台となりました。3月には米国とイスラエルがイランを攻撃したことで原油価格が急上昇し、企業収益への悪影響が懸念されてやや軟調となったものの、期末は前年度末を約15,400円上回る51,064円となりました。為替レートについては、4月に1ドル140円程度まで円高・ドル安が進んだ後、米中間や日米間の関税交渉の進捗を背景に7月には1ドル148円程度まで戻りました。9月まで概ね横ばいで推移した後、10月からは金融緩和の継続を主張する高市首相の就任で日本銀行の利上げペースが遅くなるとの思惑から円安・ドル高基調となり、1月には1ドル159円程度まで円安・ドル高が進みました。その後、日米の通貨当局が円買い・ドル売り介入に向けた準備の動きをみせたことで、一時的に152円程度まで円高・ドル安となる局面があったものの、3月には原油高によって日本の貿易収支が悪化するとの懸念が円安・ドル高要因となり、期末は前年度末比約10円の円安・ドル高となる1ドル159.63円となりました。

生命保険業界においては、国内金利の上昇を背景とした貯蓄性商品の保険料率改定の動きが見られました。また、AIを活用した業務効率化やサービス品質の向上に向けた取組みも見受けられました。

保険業法について、損害保険業界に端を発した保険金不正請求や保険料調整等の再発防止を図るため、顧客本位の業務運営を徹底し健全な競争環境を実現する観点から、その一部を改正する法律が5月に成立しました。この改正により、大規模乗合代理店や保険会社等の体制整備義務が強化されるとともに、保険契約締結に関する禁止行為の範囲が拡大されました。また、保険業法施行規則や「保険会社向けの総合的な監督指針」についても、特定大規模乗合保険募集人に対する体制整備義務の強化や保険会社等による保険契約者等への過度な便宜供与の禁止等の改正がなされました。

金融庁が7月に公表した「2025年 保険モニタリングレポート」では、契約者配当について、総代会等での適切な情報提供を前提に、契約者との対話をより活発にし、ガバナンスの向上を図ることが重要であるとしています。本レポートでは、当社の「代表的な契約の保険料と配当金の具体的な金額を示し、契約者自ら支払った保険料との対比によって配当水準を実感できるように工夫している」という取組みが取り上げられました。近年拡大する資産集約型再保険（保険引受リスクだけではなく、市場リスクも含めて再保

険会社に移転する再保険)については、引受先リスクや集中リスク等を踏まえ、引き続き実効性のあるモニタリングを実施する方針が示され、12月にアンケートが実施されました。また、国内金利の上昇に伴い、各社の債券の含み損が拡大し減損リスクが高まるなか、実態把握を目的としたヒアリングが1月に実施されました。

銀行等への出向者が内部情報を不正に取得していた事案が相次ぎ公表され、各社の情報管理態勢や内部統制の重要性が改めて認識されています。さらに、一部の会社で営業職員による不適切な金銭の取扱い事案が公表されたことを踏まえ、生命保険協会が公表した「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」の一層の浸透・定着を図ることが急務となっています。

[事業の経過]

こうした経営環境のもと、当社では、経営理念である「ご契約者の利益擁護」「社会への貢献」「働く職員の自己実現」に基づき、役職員一人ひとりが「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら当社ならではのサービスや経験を創り出し、提供していくという「お客さま基点」をあらゆる発想や行動の原点としております。『「お客さま基点」の業務運営方針』のもと、最適な保険商品・サービスの提供、情報提供やアフターサービスの充実、お客さまの利益を最優先とした資産運用に加え、お客さまの「声」を経営改善に活かす取組みなどを推進しております。「お客さま基点」を実践しうる人材育成では、「人づくり基本方針」のもと、「自発」「独創」「利他」の3要件を備えた人づくりに注力しております。

また「最大たらんよりは最優たれ」という社是のもと、規模よりも質を重視した経営を実践し、経営理念で掲げる3つの主体である「お客さま」「地域・社会」「職員」にとって「最優の生命保険相互会社」となることを目指しております。その実現に向け、4月より新たな中期経営計画「THE MUTUAL ACT 2027」(ザ・ミューチュアル・アクト 2027)をスタートしております。

<中期経営計画「THE MUTUAL ACT 2027」の全体像>



THE MUTUAL ACT 2027では、強固な自己資本を裏付けとしたリスクテイクにより収益性のさらなる向上を図る「運用と保険、両輪での成長に向けた取組み」と、経営理念の主体である「お客さま」「地域・社会」「職員」との共感・つながり・支えあいの深化に向けた「ステークホルダー別の取組み」の2つの柱で構成されております。

これらの取組みを徹底的な差別化で推進し、経営ビジョンである「お客さま満足度No.1の生保会社となる」の実現を目指してまいります。

① 運用と保険、両輪での成長に向けた取組み

強固な自己資本を裏付けとしたリスクテイクにより、利益水準のさらなる引上げを図っております。収益向上の成果は保険募集を後押しする投資に充てるなど、コンサルティングセールスの高度化を通じて、お客さまが本当に必要としている保障額と実際の加入額との差であるプロテクションギャップの解消に取り組んでおります。こうした対応のもと、保有純増を図り保険収支を向上させることで、配当還元の加速や職員の処遇改善を進めてまいります。

●資産運用

THE MUTUAL ACT 2027で掲げる「運用と保険、両輪での成長」の起点となるべく、利差益のさらなる向上を目指し、ALM（資産と負債を総合的に管理する手法）とリスクテイクを推進しました。

具体的には、国内の超長期金利が大きく上昇したことを踏まえ、利回りがそれを下回るもしくは同水準の外貨建公社債を売却しつつ、超長期国債を大幅に積み増しました。また、円貨建公社債ポートフォリオにおいて、利回りの低い銘柄を売却し、相対的に利回りの高い超長期債を買い入れる、利回り向上のための銘柄入替を実施しました。こうした取組みにより、円金利資産による利益構造の安定化と収益性の向上を図りつつ、負債に合わせた資産デュレーションの長期化を行うことで、ALMを推進しました。

また、インフレが定着するなか、中長期的に収益性の向上が見込める株式や、優良な運用会社の株式ファンドを積み増した一方、年度後半の株価上昇局面では、内外の株式及び株式ファンドのリバランスにより売却益を計上しました。加えて、強固な自己資本を裏付けとしたリスクテイクとして、ヘッジファンドやプライベート・エクイティ・ファンドを積み増すとともに、海外のプライベート・クレジット・ファンドへの投資も開始し、収益性のより一層の向上に取り組みました。

資産運用収益の柱である利息及び配当金等収入は、超長期国債の積増しや利回り向上のための円貨建公社債の銘柄入替の効果、株式の増配などにより、前年度比236億円増加の2,213億円と過去最高となりました。その結果、利差益も、同222億円増加の1,076億円と過去最高となりました。

キャピタル損益は、株価上昇局面での内外の株式等のリバランスや、円安水準での外貨建公社債の売却などにより有価証券売却益が大幅に増加したことを主因に、同983億円増加の711億円となりました。その結果、資産運用関係収支も、同1,192億円増加の2,662億円と過去最高となりました。

有価証券の含み益は、国内の金利上昇により円貨建公社債の含み損が増加したものの、株価上昇により内外の株式や株式ファンドの含み益が増加したことから、前年度末比733億円増加の7,590億円となりました。また、土地の含み益は、同191億円増加の2,067億円となりました。

●個人向け商品

「死亡保障」「第三分野保障」「生存保障（貯蓄性商品）」の各分野で保障内容の拡充を図りつつ、お客さまアドバイザーによる対面販売を通じてこれらの保障を効果的に組み合わせることにより、お客さま一人ひとりのニーズに合った保障を提供できるよう、柔軟性の高い商品体系の構築を進めております。

4月には、高い貯蓄性と加入後に介護年金等へ移行できる柔軟性を兼ね備えた新型の一時払終身保険「グッとアップ」を発売するとともに、主力商品「未来のとびら」に付加する終身タイプの特約について、予定利率を引き上げました。また、7月には、お客さまアドバイザーによるフコクしんらい生命の終身医療保険の代理販売を開始しました。55歳以上のお客さまを対象に当社ご契約の転換制度とあわせておすすめすることで、保障の見直しにおける選択肢を拡大しました。

さらに、2026年4月より、学資保険「みらいのつばさ」の予定利率を引き上げるとともに、5年ごと配当タイプから毎年配当タイプに変更することで、加入後1年目から配当金をお支払いできるようにしました。また、主力商品「未来のとびら」に付加する就業不能保障特約について、就業不能状態の継続期間が30日及び1年に達した場合にそれぞれ給付金・年金を支払う現行の保障内容に加えて、より短期の入院と中長期の就業不能を対象とする2種類の給付金を新設することにより、短期から長期まで「働けないリスク」を幅広くかつ切れ目なくカバーすることを可能としました。

●コンサルティングと情報提供

商品のご提案にあたっては、公的保障制度を踏まえたうえで、コンサルティングツール「ライフコンパス」によりライフステージにあわせた必要保障額のシミュレーションを行い、お客さまの状況に応じた最適なプランのご提案に努めております。6月には、お客さまに必要保障額をわかりやすく説明するためのツールとして、必要保障額が一目でわかるライフコンパスの補助資料を導入しました。こうした取組みによりライフコンパスを活用した主力商品「未来のとびら」の販売件数が増加するとともに、1件当たりの保険金額も前年度比8.7%増加しております。

商品パンフレットや保険設計書（契約概要）などの募集資料については、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）による「見やすいデザイン」認証を取得し、お客さまが「見やすく、わかりやすい」資料を提供しております。また、配当金に関するわかりやすい情報提供を目的として、4月より個人年金保険「みらいプラス」の保険設計書に予想配当金と返戻率の表示を追加しました。

医療情報の提供については、進化を続けるがん医療について最新の情報をお届けし、お客さまにより良い治療の選択肢を知っていただくため、日本のがんゲノム医療をけん引する医師とアドバイザー契約を締結し、各種セミナーの開催などに取り組みました。

● 広告宣伝

広告宣伝については、ブランドコミュニケーションの強化を通じて社名認知率及び好意度の向上に取り組みました。特に社名認知率に課題があった若年層に注目し、そのインサイト（本質的な心理）を踏まえた広告戦略のもと、俳優・モデルの池田エライザさんを起用したCM素材は、若年層に共感が得られる表現を意識して制作しました。テレビを中心に、WEB、ラジオ、サイネージなど多様なメディアを組み合わせて過去にない大規模な広告展開を行った結果、若年層における社名認知率は大きく向上しました。

また、当社イメージキャラクターであるハローキティを起用したCM素材等を活用し、商品・サービスに対する理解促進にも努めました。

● 個人向けサービス

お客さまからの様々な申し出に対し正確かつ迅速な対応を行うこと、お客さまに寄り添った定期的なアフターサービス活動を推進することを目的として、お客さまへのコンタクトなどに関する重点指標を設定し、その向上に継続的に取り組んでおります。

フコク赤ちゃん&キッズクラブでは、4月より子育て層にターゲットを絞ったママ・ベビー向け大規模イベント（全国各地で開催）への出展を推進し、当会員制度の認知向上に努めております。5月には「フコク赤ちゃん&キッズクラブ公式Instagramアカウント」を開設し、「子育てにもっとワクワクを。」というキーメッセージのもと、親子で楽しめるイベントのご案内や子育てに役立つ専門家のアドバイスなど、子育て中のママ・パパを応援する情報を発信しております。また、7月から8月にかけて「LINE公式アカウント友だち登録キャンペーン」を実施しました。さらに、1月には、子育てに関する様々なテーマで情報交換できるオンラインコミュニティ「みんなの育児コミュニティモール」を開設しました。これらの取組みにより、3月末のLINE友だち登録数は28万名を超え、会員数は64万名（前年度末は57万名）となりました。

多くのお客さまからご要望をいただきました保険料のクレジットカード払いについて、1月より新規のご契約の取扱いを開始しました。また、スマートフォン専用の手続きサイト「フコク生命お客さまマイページ」を2026年4月に開設するなど、各種手続きの利便性向上に取り組んでおります。

●法人向け商品・サービス

企業保険分野においても、福利厚生制度に関するコンサルティングを実施し、お客さまの多様なニーズに応じた商品・サービスをご提案しております。

ご契約者である団体において、従業員の健康保持・増進や生産性向上への関心が高まるなか、付帯サービス「フコク生命あんしん健康相談ダイヤル」や「健康経営配当」を設けた新団体医療保険「メディカルHOPE」などの商品・サービスの提供を通じて支援しております。また、申込手続きの利便性向上を目的として提供しているWEB申込システムにおける告知について、その詳細も含めてシステム内で告知できるよう機能を拡充しました。

●収益性・健全性

THE MUTUAL ACT 2027の経営指標である基礎利益については、内部留保の先取りの性質を持つ標準責任準備金の積立負担を除いて評価しており、利息及び配当金等収入の増加を主な要因として、前年度比107億円増加の1,306億円となり過去最高となりました。貯蓄性商品の好調な販売により標準責任準備金の積立負担が増加しており、これが含まれる基礎利益は同8億円減少の1,037億円となりました。

自己資本の強化については、内部留保の積上げを第一義とし、適時、外部調達を行うという基本方針のもと、過去最高の経常利益により、過去最大規模の内部留保を行いました。また、7月に、2015年に発行した米ドル建永久劣後特約付社債5億米ドル（620億円）を償還し、9月に米ドル建劣後特約付社債7億米ドル（1,032億円）を発行しました。業界最高水準の収益性及び健全性が投資家から高く評価され、スプレッド（米国債対比の上乗せ金利）は国内保険会社による米ドル建劣後債として過去最低となりました。

自己資本比率は15%を超え業界最高水準を維持し、2025年度決算より導入される経済価値ベースのソルベンシー比率（ESR）は、内部モデルベースで248.5%となり、引き続き高い健全性を維持しております。

保険金支払能力については、格付投資情報センターより「AA-」（格付の方向性/ポジティブ）、日本格付研究所より「AA」（格付の見通し/安定的）、スタンダード&プアーズより「A+」（アウトルック/安定的）、ムーディーズより「A1」（格付の見通し/安定的）、フィッチ・レーティングスより「A+」（格付アウトルック/安定的）の格付けを取得しております。なお、収益性や資本の充実度に加え、営業基盤が拡充していく見通しが高まっていること等が評価され、格付投資情報センターは12月に、格付の方向性を「安定的」から「ポジティブ」へ変更しました。

●新たな利益配分方針

過去最高となった基礎利益や業界最高水準の自己資本比率など強固な財務基盤のもと、これまでの「ご契約者への配当還元」と「自己資本の充実（内部留保）」を主眼とした利益配分を変更し、引き続き最優先課題とする「ご契約者への配当還元」の次に「職員への還元」を優先する「新たな利益配分方針」を、2024年7月の第102回定時総代会において公表し、この方針に沿って取り組んでおります。

ご契約者への配当還元については、ご契約者懇談会でのご意見等を踏まえて入院給付金のお支払いがなかった医療保険契約に対する健康配当や、長期にわたって継続された死亡保障契約及び医療保険契約に対する満期時の長期継続特別配当を実施しており、従来から実質的な保険料負担の軽減を図ってまいりました。

2025年度決算における個人保険分野の配当案については「より早くより多く、長く続けていただいた方にはさらに多く配当をお返ししたい」という想いのもと、危険差配当に加えて、利差配当や長期継続特別配当も含め幅広く増配を行う案としております。特に利差配当については、予定利率引上げ前の契約に対して公平性が確保されるよう調整配当を実施いたします。これにより増配は14年連続となり、増配額は127億円と過去最大となります。また、2026年度に10年目を迎える代表的な契約の10年累計の配当金は、保険料の1.5年分を上回ります。企業保険分野のうち団体年金保険については、資産運用損益に基づき配当率を引き上げる案としております。

14年連続増配など配当還元に注力する一方、こうした取組みをご契約者に理解いただけていないことが課題であると認識しております。今後も強固な財務基盤を維持しながら、配当還元を加速させご契約者の配当に対する期待にお応えしていくとともに、当社の配当に関する情報提供の充実を図り、理解を深めていただくよう努めてまいります。

職員への還元については、ご契約者への配当還元に次ぐ優先事項として注力しております。

営業職員には、成果に応じた魅力ある処遇体系の実現に向け、2025年度の年収ベースで平均19.7%の大幅な賃上げに続き、2026年度は平均5.3%の賃上げを実施し、2023年度から4年連続、累計41.4%の賃上げを実現しました。

内務職員には、2025年度の年収ベースで平均7.4%の賃上げに続き、2026年度は平均5.1%の賃上げを実施しました。2026年度については、女性活躍の一環としてエリア職の処遇を大きく改善するとともに、責任の大きい役職上位者ほど給与の引上額を大きくしました。特に本社ライン部長・支社ブロック長については、人づくりと組織づくりの重責に対する「投資」として、賞与の大幅引上げを実現しました。また、処遇改善に伴う生産性向上に向けた人づくりの推進として、2025年度下期評定より、新たな取組みや業務改善、THE MUTUAL ACT 2027のワーキンググループへの参画等の「チャレンジ」を明示的に評価する体系へ変更しました。あわせて、権限委譲を進める

べく、チャレンジを促すなど若手を育てる上司を評価するようにしました。全国転勤への対策としても、希望勤務地や家庭の事情等を考慮した人事異動や、転勤に関する諸手当の拡充を通じ、働きやすさの向上に努めました。

内部留保については、ご契約者への配当還元や職員への還元を安定的に推進するため、社員配当平衡積立金を200億円、職員還元積立金を65億円それぞれ積み増す案としました。また、「運用と保険、両輪での成長」の基盤を強化することを目的とした成長基盤強化積立金を新設し、339億円を積み立てる案としました。

② ステークホルダー別の取組み

多様な考えや価値観を経営に反映させるため、中堅職員を中心としたワーキンググループ（WG）と、これに連なる形で入社1年目から6年目の若手職員を中心としたチームを設置しております。WGとチームには全国から300名を上回る職員が参画し、経営理念の主体である「お客さま」「地域・社会」「職員」が当社に期待する姿をイメージしながら、下表のコンセプトとテーマのもとボトムアップでCS（お客さま満足）とES（職員満足）が連動して向上する施策に取り組んでおります。8月と2月に開催した社外役員を含む役員とのフリーディスカッション（FD）では、WGメンバーが検討状況の報告や施策の提案、質疑応答を行いました。2月のFDにはチームメンバーも出席し役員に直接意見を伝えるなど、この取組みを通じて若手・中堅職員の経営参画意識の醸成や権限の委譲を図っております。

経営理念	経営理念の主体 (ステークホルダー)	コンセプト	テーマ
ご契約者の利益擁護	お客さま	フコク生命ファン	お客さま感動プロジェクト
社会への貢献	地域・社会	「こども」といえば フコク生命	「こども」との絆を深める コミュニティづくり
働く職員の自己実現	職員	職員と家族に幸せを	職員の声による働きたい会社 「業界No.1」の実現

各ステークホルダーに対するこれまでの取組みと今後の方向性は以下のとおりです。

● 「お客さま」への取組み

お客さまと職員が感動を分かち合える機会を増やすため、他業態の実例や先行研究、有識者からの助言等を踏まえ、お客さまの声を的確に把握しサービスなどに活かすことで当社の想いや価値を届ける取組みを検討しました。

毎年実施するご契約者アンケートでお客さまの声を確認しつつ、ボトムアップの強みを活かして、未来のお客さまとなりうるα世代やZ世代とのつながりを深め、その世代の価値観も新たなサービスに取り入れることを目指してまいります。また、お客さま基点に立った当社ならではのサービスや経験を創り出し提供していくためには、職員一人ひとりが感動をテーマに意見を交わす場が重要と考え、全国の支社等でこうした対話の機会を創出してまいります。

● 「地域・社会」への取組み

これまで商品・サービス両面から多様な取組みを行ってきた「こども」に関する施策を、よりわかりやすく継続的に展開するため「つながる未来プロジェクト」としてブランドを統一しました。この名称は、こどもや家族、地域・社会とのつながりを深め、こどもたちが未来に向かって健やかに成長できる社会づくりに貢献したいという想いが込められており、若手職員の提案のもと、社内投票とファンコミュニティサイト「THE MUTUAL+」（ザ・ミューチュアルプラス）のユーザーによる投票を経て決定しました。今後は、こどもたちの記憶に残るような体験や学び、出会いの場を、「つながる未来プロジェクト」として提供してまいります。

● 「職員」への取組み

お客さま満足度を高める原動力は職員であり、お客さま満足度の高い会社は職員にも愛される会社でなければならないという考えのもと、「働きやすさの向上」と「キャリアの形成・スキルアップ」をテーマに各種取組みを推進しました。具体的には、柔軟な働き方の選択肢を拡充するため、学習・自己研鑽日や家庭との両立支援日など、職員が目的を定めて在宅勤務を行う「目的別在宅勤務」のパイロット運営を実施し、2026年度より本格展開しております。また、若手職員が将来のキャリアを主体的に描けるよう、部署合同説明会を開催することとしました。

こうしたボトムアップによる施策の具現化や処遇改善等により、職員意識調査では、幅広い質問項目で回答結果が大きく上昇し、モチベーションの向上につながっております。

③経営指標

THE MUTUAL ACT 2027では、以下の経営指標を設定しており、2025年度において基礎利益、自己資本、ESRの3項目を2年前倒しで達成しました。引き続き「運用と保険、両輪での成長に向けた取組み」を推進し、2026年度以降も安定して経営指標を達成することを目指してまいります。

経営指標	2025年度	2027年度（目標）
基礎利益 （標準責任準備金積立負担を除く）	1,306億円	1,200億円
自己資本	1兆2,057億円	1兆2,000億円
ESR ^{*1} （当社内部モデル）	248.5%	230～270%
配当 ^{*2} （2017年度加入の主力商品に係る代表的な契約）	10年累計配当金 ＝保険料1.5年分 を上回る	10年累計配当金 ＝保険料2年分

※1 1月にリスクテイク・ステートメントを改正し、目標を引き上げました。（引上げ前：200～230%）

※2 2025年度決算の配当案は、2026年7月開催の第104回定時総代会に付議されます。

④人づくり

2011年度に社長を本部長とする人材開発本部を立ち上げ、人的資本経営が注目される前から当社では「お客さま基点」を実践できる人づくりに注力しております。

2025年度は、職員一人ひとりが「お客さま基点」や経営理念を日々の行動で実践するためのきっかけとなるよう、5月にその基本姿勢をまとめた日めくり式の小冊子「わたしたちの基本」を全職員に配付し、理念のさらなる浸透を図りました。

また、若手職員のキャリア形成に関する課題認識や目標設定を支援する「セルフ・キャリアドック」（キャリア研修と社外キャリアコンサルタントとの面談）について、管理職も対象としました。管理職自身がキャリア形成の重要性を認識するとともに、所属員の内的キャリア（価値観や強み、ありたい姿）を理解し、自部門の仕事との関連性を気づかせることで仕事に対するやりがいを感じてもらうことを企図しております。

7月より社長と職員が直接対話するタウンホールミーティングを開催しております。これは、社長から「最優の生命保険相互会社」を目指すというメッセージを伝え、それについて対話する場であるとともに、職員一人ひとりがステークホルダーに対する最優を考える場としております。

お客さまアドバイザー向け初期教育において、1月よりWEB学習プラットフォーム「UMU」（ユーム）のパイロット運営を一部支社で実施しました。今後は段階的に展開することで教育と活動を均質化し、コンサルティングセールス力の向上を図ってまいります。

⑤コーポレートガバナンスの推進

相互会社である当社は、コーポレートガバナンス・コードの適用対象ではありませんが、当社のコーポレートガバナンスに対する考え方や、その充実に向けた取組みを広くご理解いただくために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」とともに公表しております。

総代会やご契約者懇談会については、総代やご契約者との最も重要な対話の場と考えており、それぞれの振り返りを踏まえて次のご契約者懇談会や総代会の運営方針を策定するなど一体的に運営することで、有効かつ効果的な対話の場となるよう取り組んでおります。また、経営諮問機関である評議員会においても、当社に対する幅広いご意見をいただき、経営に活かしております。

取締役会については、実効性向上を目的として第三者機関によるアンケート及びインタビューを実施し、適切に運営されていることが確認されました。2024年度の評価において改善余地があるとされた①取締役会の構成（取締役会の多様性）②取締役会の運営（多様な視点からの検討）③取締役・監査役への情報提供（知識の習得・会社からの情報提供）についても、THE MUTUAL ACT 2027の策定に向けたフリーディスカッションの実施や、社外役員の現場視察機会の充実等を評価する意見がなされるなど、改善を確認しております。

7月の第103回定時総代会においていただいた取締役の報酬に関するご意見も踏まえ、取締役の指名・報酬等に関する手続きの透明性・公正性・客観性の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を2026年4月に設置することを3月の取締役会で決議しました。

持続的かつ安定的に事業を継続し、ご契約者に安心を提供するため、引き続きコーポレートガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

⑥統合的リスク管理態勢

当社は従前よりERM（統合的リスク管理）経営を推進しており、その中核的なコンセプトとして「自己資本、リスク及びリターンの一体的管理」を掲げ、自己資本の充実を背景に適切なリスクテイクを行い、それによる利益の確保と自己資本の充実によってリスクテイクがさらに促進される、そのような好循環の実現を目指してまいりました。

このコンセプトはTHE MUTUAL ACT 2027にも引き継がれており、好循環の実現を通じて「運用と保険、両輪での成長」を図るため、1月にリスクテイク・ステートメントを改正しました。資産運用については、低金利環境下においてデュレーション・マッチングを行うのではなくリスクを取りに行くことを方針として掲げておりましたが、金利ある世界に移行したことを踏まえ、デュレーション・マッチング型ALM運用を柱としつつ適切なリスクテイクを推進する方針へと変更しました。保険引

受については、収益の主たる源泉とするというこれまでの方針を一段高めて、積極的にリスクを取りに行く方針へと変更しました。金利ある世界のもと当社の資産運用の強みを活かすことで、保障の充足と資産形成の両面から保険引受のリスクテイクを促進することができます。あわせて、いかなることがあってもお客さまが安心してご契約を継続できるよう、同ステートメントにおいてレジリエンスの強化を明記するとともに、業界最高水準の健全性が維持されるようE S Rのターゲットレンジをこれまでの200～230%から230～270%へ引き上げました。

レジリエンス強化の一環として、大規模災害発生時の対応力向上を目的に、首都直下地震、南海トラフ地震及び富士山噴火が連鎖的に発生する事態を想定したストレステストを実施しました。特に、富士山の大規模噴火に伴う降灰が業務遂行に与える影響について課題を整理し、それらに対する対応策を検討しました。また、巧妙化するサイバー攻撃への対策として、重要システムの脆弱性診断やバックアップ体制の強化に加え、外部委託先の審査項目に対策状況の詳細項目を追加しました。

グループリスク管理については、3月末にかけての国内金利の上昇局面において、フコクしんらい生命のリスクが増大したことから、グループ内でのリスク分散を図るべく同社との間で再保険協約を締結しました。

⑦コンプライアンス態勢

コンプライアンスは、法令遵守にとどまらず、近年では企業やそれに属する個人の倫理観、ハラスメントなどの人権に関する問題も含めて捉えられる傾向にあります。当社のコンプライアンスは、広く社会からの要請に応えることであり、コンプライアンスの概念が時代とともに変化したとしても、変わることはありません。ご契約者本位という創業からの想いや経営理念、価値観である「お客さま基点」が当社のコンプライアンスのベースであり、その浸透が当社のコンプライアンス態勢をより強固なものにすると考え取り組んでおります。具体的にはコンプライアンス・プログラムに、適正な保険募集、情報資産保護の強化、ハラスメントの防止を掲げ、重点事項として推進しました。また、「営業職員チャネルのコンプライアンス・リスク管理態勢の更なる高度化にかかる着眼点」を踏まえ、当社の取組状況を振り返りつつ実効性の向上に取り組みました。

⑧社会貢献活動

よりよい社会づくりに貢献するため、地域・社会と連携し、音楽や芸術、スポーツなどを通じてさまざまな社会貢献活動に取り組んでおります。

●フコク生命 訪問&チャリティコンサート、フコク生命 すまいる・こんさーと

「フコク生命 訪問&チャリティコンサート」を5支社で開催しました。

「フコク生命 すまいる・こんさーと」を10校で開催しました。

(注) 1. 「訪問&チャリティコンサート」は、プロの音楽家による本物のクラシック音楽の演奏を、特別支援学校や障がい者施設の方々へお届けする「訪問コンサート」とご来場いただいた地域の皆さまから募金（地域の福祉団体等へ寄付）にご協力いただく「チャリティコンサート」を同じ地域で開催

2. 「すまいる・こんさーと」は、「訪問コンサート」のみを開催

●被災地応援活動

被災地を応援する活動として、内幸町本社、千葉ニュータウン本社で宮城県、岩手県、石川県、福島県の特産品販売会を開催しました。千葉ニュータウン本社の食堂で被災地の特産品を使用した特別メニューの提供も行いました。また、売上の一部は、「チャリティコンサート」における募金の一部とともに、「令和6年能登半島地震災害義援金（日本赤十字社）」の他、団体や基金等を通じて東日本大震災で被災された子どもたちへ寄付しました。

●すまいる・ぎやらりー

12校（毎月1校）の特別支援学校の生徒が制作した美術作品を展示しました。

(注) 「すまいる・ぎやらりー」は、障がいのある子どもたちのアート制作を応援する活動として、特別支援学校の生徒が制作した美術作品を内幸町本社ビルや当社ホームページで展示

●THE MUTUAL Art for children、おやさいクレヨン

全国の保育園等へおやさいクレヨンを1万3千個（2021年度から累計13万個）寄贈しました。

(注) 1. 「THE MUTUAL Art for children」は、「すまいる・ぎやらりー」の作品を「おやさいクレヨン」のパッケージデザインに採用し、子どもたちと社会がつながるお手伝いをする活動

2. 「おやさいクレヨン」は、収穫の際に捨てられてしまう野菜や外葉などを原材料に使用するクレヨンで、食材ロスの削減にも寄与

●フコク生命 病院訪問

6つの病院をハローキティと一緒に訪問しました。

(注) 「フコク生命 病院訪問」は、当社イメージキャラクターのハローキティが医療施設を訪問して、入院中の子どもやそのご家族を応援する活動。記念写真を当社オリジナルの写真立てに入れてプレゼント

●フコク生命 THE MUTUAL 基金

12の団体に総額6百万円を寄付しました。

(注) 「フコク生命 THE MUTUAL 基金」は、困難に直面する子どもたちやその家族を支えるために活動しているNPO法人等の団体を応援する活動として、当社からの寄付だけでなく、趣旨にご賛同いただいた皆さまからの寄付を受け入れる共感型の基金で、創業100周年を機に創設

●特殊詐欺被害防止活動

30の都道府県警に協力しました。

(注) 都道府県警と共同で作成した特殊詐欺被害防止啓発用のチラシ・ティッシュを駅前等で配布。また、信用金庫とも連携して、年金支給日などには信用金庫の店舗前で同チラシ・ティッシュを配布

●グリーンリボンランニングフェスティバル

10月13日（スポーツの日）に開催された「グリーンリボンランニングフェスティバル」に特別協賛しました。

(注) 「グリーンリボンランニングフェスティバル」は、臓器移植を受けた方をはじめ、障がいのある方も一般の方も共に参加し、走る喜びを分かち合うイベント。2002年9月に業界初の移植医療特約を発売した当社は、グリーンリボンの活動に共感し、2022年より特別協賛

●cinéma bird（シネマバード）

10月4日に石川県珠洲市で開催された「cinéma bird」に特別協賛しました。

(注) 「cinéma bird」は、100周年プロジェクトでアンバサダーを務めていただいた齊藤工氏が発案した移動映画館プロジェクト。劇場体験の少ない子どもたちや地域の方々に、映画を届けるという活動に共感し、2019年より特別協賛

〔事業の成果〕

以上の結果、2025年度の業績の概要は次のとおりとなりました。

① 保有契約の状況

当期末の保険金額に基づく契約高については、個人保険及び個人年金保険の新契約高が1兆4,163億円（前年対比13.2%増）、減少契約高が1兆5,596億円（前年対比8.1%減）となり、年度末保有契約高は23兆1,684億円（前年対比0.6%減）となりました。団体保険の年度末保有契約高は17兆4,813億円（前年対比0.2%増）、団体年金保険の年度末保有契約高は2兆3,526億円（前年対比1.3%増）となりました。

当期末の年換算保険料については、個人保険及び個人年金保険の新契約が176億円（前年対比10.7%増）、年度末保有契約が3,595億円（前年対比0.2%減）となりました。このうち医療保障・生前給付保障等は、新契約が64億円（前年対比0.7%増）、年度末保有契約が1,180億円（前年対比0.8%増）となりました。

【保険金額】

(単位:億円, %)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)	
						増減率
個人保険 (保障額)	年度始保有契約高	223,809	221,734	216,885	212,248	△ 2.1
	新契約高	13,899	11,502	11,041	13,158	19.2
	減少契約高	15,973	16,351	15,678	14,351	△ 8.5
	年度末保有契約高	221,734	216,885	212,248	211,055	△ 0.6
個人年金保険 (年金原資 及び 責任準備金)	年度始保有契約高	22,692	21,722	20,698	20,869	0.8
	新契約高	198	164	1,467	1,004	△ 31.5
	減少契約高	1,168	1,188	1,296	1,244	△ 4.0
	年度末保有契約高	21,722	20,698	20,869	20,628	△ 1.2
個人保険 + 個人年金保険	年度始保有契約高	246,501	243,456	237,583	233,117	△ 1.9
	新契約高	14,097	11,666	12,508	14,163	13.2
	減少契約高	17,141	17,539	16,974	15,596	△ 8.1
	年度末保有契約高	243,456	237,583	233,117	231,684	△ 0.6
団体保険 (保障額)	年度末保有契約高	172,790	173,972	174,482	174,813	0.2
団体年金保険 (責任準備金)	年度末保有契約高	23,048	23,306	23,228	23,526	1.3

(注) 1. 個人保険+個人年金保険の「新契約高」には、転換による純増加額を含んでおります。

2. 個人保険+個人年金保険の「減少契約高」は、満期・死亡・解約・失効・減額等による減少額の合計を記載しております。

【年換算保険料】

(単位:億円, %)

		2022年度	2023年度	2024年度	2025年度(当期)	
						増減率
個人保険	新契約	136	136	119	148	24.6
	年度末保有契約	2,629	2,609	2,572	2,579	0.3
個人年金保険	新契約	5	4	40	27	△ 30.5
	年度末保有契約	1,066	1,038	1,029	1,016	△ 1.3
個人保険 + 個人年金保険	新契約	141	141	159	176	10.7
	年度末保有契約	3,695	3,648	3,601	3,595	△ 0.2
うち医療保障・ 生前給付保障等	新契約	70	65	64	64	0.7
	年度末保有契約	1,164	1,167	1,171	1,180	0.8

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額です(一時払契約等は、保険料を保険期間で除した金額)。

2. 「うち医療保障・生前給付保障等」については、医療保障(入院、手術等)、生前給付保障(介護、生活障害等)、保険料払込免除(障害を事由とするものは除く。特定疾病罹患等を事由とするものを含む)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

3. 新契約には、転換による純増加を含んでおります。

② 収支の状況

経常収益では、保険料等収入は5,680億円（前年対比16.6%増）となり、資産運用収益は4,015億円（前年対比54.9%増）となりました。資産運用収益のうち、利息及び配当金等収入は2,213億円（前年対比12.0%増）となりました。

経常費用では、保険金等支払金は4,767億円（前年対比1.0%減）、責任準備金等繰入額は967億円（前年対比5,962.7%増）、資産運用費用は1,141億円（前年対比3.0%増）、事業費は1,122億円（前年対比13.0%増）となりました。

この結果、経常利益は1,555億円（前年対比178.5%増）となり、特別損益と法人税等合計を加減した当期純剰余は1,297億円（前年対比144.2%増）となりました。これに前期繰越剰余金などを加えて当期末処分剰余金は1,551億円（前年対比101.7%増）となりました。

剰余金処分案においては、社員配当準備金696億円、成長基盤強化積立金339億円、社員配当平衡積立金200億円、職員還元積立金65億円、基金償却準備金16億円などをあわせて1,321億円を処分し、残額237億円を次期へ繰り越すこととしております。

また、保険本業の収益力を示す指標の1つである基礎利益は1,037億円（前年対比0.9%減）となりました。

（単位：億円，%）

	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度（当期）	
					増減率
経常収益	7,738	7,750	7,744	9,818	26.8
保険料等収入	5,260	4,914	4,871	5,680	16.6
資産運用収益	2,346	2,731	2,592	4,015	54.9
うち 利息及び配当金等収入	1,647	1,721	1,976	2,213	12.0
その他経常収益	130	103	280	122	△56.4
うち 責任準備金戻入額	—	—	163	—	△100.0
うち 保険金等支払引当金戻入額	34	—	—	—	—
経常費用	7,412	7,256	7,186	8,262	15.0
保険金等支払金	5,047	4,658	4,815	4,767	△1.0
責任準備金等繰入額	305	570	15	967	5,962.7
うち 責任準備金繰入額	305	552	—	964	—
資産運用費用	910	867	1,108	1,141	3.0
事業費	904	922	993	1,122	13.0
その他経常費用	243	237	253	264	4.2
経常利益	325	493	558	1,555	178.5
特別利益	3	0	1	0	△100.0
特別損失	7	87	81	41	△48.6
うち 価格変動準備金繰入額	5	33	80	22	△71.7
うち 100周年記念賞与等	—	44	—	—	—
うち 職員還元特別費用	—	—	—	15	—
当期純剰余	308	397	531	1,297	144.2
当期末処分剰余金	543	635	768	1,551	101.7
基礎利益	472	930	1,046	1,037	△0.9

③ 資産・負債等の状況

当期末の総資産は5,788億円増加し、7兆9,086億円（前年対比7.9%増）となりました。このうち、有価証券は6兆7,553億円（前年対比8.9%増）となり、貸付金は3,439億円（前年対比27.2%減）となりました。

負債の部では、責任準備金は964億円増加し、5兆9,658億円（前年対比1.6%増）となりました。このうち、危険準備金は2,300億円（前年対比4.6%増）となりました。

純資産の部は、その他有価証券評価差額金の増加により、1兆1,099億円（前年対比38.2%増）となりました。

（単位：億円，%）

	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年度（当期）末	
					増減率
資産の部	72,262	76,418	73,298	79,086	7.9
うち 有価証券	57,991	63,493	62,026	67,553	8.9
うち 公社債	30,310	29,638	28,551	33,632	17.8
うち 株式	8,365	10,336	9,967	13,279	33.2
うち 外国証券	17,561	21,341	21,279	18,355	△13.7
うち 貸付金	5,241	4,997	4,721	3,439	△27.2
うち 不動産	2,429	2,515	2,575	2,572	△0.1
負債の部	65,798	67,108	65,268	67,987	4.2
うち 責任準備金	58,305	58,857	58,693	59,658	1.6
うち 追加責任準備金	1,783	1,758	1,718	1,667	△3.0
うち 危険準備金	1,678	2,088	2,199	2,300	4.6
うち 社債	2,419	2,672	2,672	3,084	15.4
うち 価格変動準備金	1,771	1,805	1,885	1,908	1.2
純資産の部	6,464	9,310	8,029	11,099	38.2
うち 基金の総額	1,280	1,280	1,360	1,360	0.0
うち 剰余金	1,269	1,386	1,425	2,259	58.5
うち その他有価証券評価差額金	3,868	6,598	5,202	7,438	43.0

〔会社が対処すべき課題〕

当社は、1923年に「ご契約者本位」という想いのもと、相互会社として創業しました。初代社長、根津嘉一郎の資本家としての「利益に重きを置いた経営」と、第二代社長、吉田義輝の相互会社への想いである「ご契約者の利益擁護」という2つの源流のもと、必要に応じてリスクを取り、差別化戦略で収益力を追求する一方、生命保険の公共性を十分認識し、相互会社としての使命を着実に果たすよう注力してまいりました。根津の想いは「最大たらんよりは最優たれ」という社是に、吉田の想いは価値観である「お客さま基点」に受け継がれており、今後も実践してまいります。

相互会社形態を創業以来貫く日本で唯一の生命保険会社として、当社は「最優の生命保険相互会社」を目指しております。最優となるためには、経営理念に掲げる「ご契約者の利益擁護」「社会への貢献」「働く職員の自己実現」の主体である「お客さま」「地域・社会」「職員」それぞれに対して最優である必要があります。お客さまに対しては、充実した配当還元とコンサルティングセールスで圧倒的にコストパフォーマンスに優れた商品やサービスを提供すること。地域・社会に対しては、相互扶助の精神にあふれた取組みを積極的に推進し、企業として信頼されること。職員に対しては、業界トップクラスの処遇と働き方を提供すること。これが当社の描く「最優の生命保険相互会社」の姿です。

その実現に向け、4月より中期経営計画「THE MUTUAL ACT 2027」をスタートしました。「運用と保険、両輪での成長に向けた取組み」では、お客さまが本当に必要としている保障額と実際の加入額との差であるプロテクションギャップへの対応が、競争力を発揮する鍵となります。ご加入時の丁寧な説明とアフターサービスの徹底により、新契約高から解約・失効高を差し引いた営業純増額は大幅に増加しましたが、満期消滅等を含めた保有契約高は減少しております。ストックビジネスである生命保険の収益の源泉は保有契約高であり、保有契約を安定的に増やすことは経営上の課題です。フコクしんらい生命との協業のもと、増加する家計の金融資産への対応を強化するとともに、ご契約を長く続けていただけるよう、引き続き死亡・第三分野・貯蓄の総合保障による提案とアフターサービスを徹底してまいります。また、今後も配当還元の加速を通じてご契約者の期待にお応えしていくとともに、当社の配当についてわかりやすく説明し、理解を深めていただくよう努めてまいります。

「ステークホルダー別の取組み」では、「お客さま」「地域・社会」「職員」との共感・つながり・支えあいを深める活動を、中堅・若手職員が主体となりボトムアップで推進しております。権限委譲を通じて職員一人ひとりの経営参画意識のさらなる醸成を図ってまいります。併せて、生産性向上に資するAI等のデジタル技術の活用をさらに加速し、スピード感をもって進めてまいります。

また、2025年度決算より経済価値ベースのソルベンシー規制が導入されました。当社

が従前より行ってきたERM経営をさらに洗練させ、いかなることがあってもお客さまが安心してご契約を継続できる業界最高水準の健全性を確保したうえで、リスク管理のさらなる高度化を進め、ご契約者をはじめとするステークホルダーへの情報開示の充実も図ってまいります。

当社は、これからもお客さまを守るための持続的な成長を追求してまいります。生命保険はお客さまとの一生にわたる、さらには世代を超える約束であり、その約束を守るためには、お客さまにご迷惑をおかけするようなことはあってはなりません。そのためにも、「もし自分がお客さまだったら」を常に想像しながら行動する「お客さま基点」を引き続き徹底してまいります。「お客さま基点」のもとお客さまにしっかりと寄り添い、未来永劫お客さまとの約束を守ってまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度 (当期)
年 度 末 契 約 高	個 人 保 険	億円 221,734	億円 216,885	億円 212,248	億円 211,055
	個 人 年 金 保 険	21,722	20,698	20,869	20,628
	団 体 保 険	172,790	173,972	174,482	174,813
	団 体 年 金 保 険	23,048	23,306	23,228	23,526
	そ の 他 の 保 険	366	354	342	323
		百万円	百万円	百万円	百万円
保 険 料 等 収 入		526,037	491,480	487,187	568,096
資 産 運 用 収 益		234,698	273,141	259,252	401,555
保 険 金 等 支 払 金		504,790	465,840	481,504	476,730
経 常 利 益		32,512	49,357	55,865	155,589
当 期 純 剰 余		30,872	39,783	53,134	129,773
社 員 配 当 準 備 金 繰 入 額		28,002	37,138	46,273	69,647
総 資 産		7,226,280	7,641,887	7,329,802	7,908,643

- (注) 1. 個人年金保険の年度末契約高については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資、年金支払開始後契約の責任準備金及び個人年金保険に付加されている定期保険特約等の金額の合計を記載しております。
2. 団体年金保険の年度末契約高については、責任準備金を記載しております。
3. その他の保険の年度末契約高については、財形保険・財形年金保険・医療保障保険・団体就業不能保障保険の契約高の合計を記載しております。

(3) 支社等及び代理店の状況

区 分	前 期 末	当 期 末	当期増減 (△)
支 社	店 62	店 62	店 0
営 業 部	11	11	0
営 業 所	465	461	△ 4
計	538	534	△ 4
代 理 店	942	917	△ 25

(4) 使用人の状況

区 分	前期末	当期末	当 期 増減(△)	当 期 末 現 在		
				平均年齢	平均勤続 年 数	平均給与 月 額
内 務 職 員	名 2,867	名 2,924	名 57	歳 44.5	年 16.2	千円 377
営 業 職 員	9,753	10,322	569	44.1		

(5) 主要な借入先の状況

該当事項はありません。

(6) 資金調達の状況

9月に米ドル建劣後特約付社債7億ドル（1,032億円）を発行しました。

(7) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	保険及び保険関連事業	24,863
	資産運用関連事業	3,759

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
自社プライベートクラウドの基盤構築	保険及び保険関連事業 6,811
メインフレームオープン化	保険及び保険関連事業 4,367

(8) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社 富国保険エージェンシー	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	損害保険・生命保 険の募集業務	1952年 10月1日	百万円 10	% 87.6
株式会社 富国収納サービス社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	生命保険料の収納 業務	1980年 10月20日	百万円 10	% 92.5
富国生命投資顧問 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	1986年 7月24日	百万円 498	% 99.0
富国生命 インシュアランスサポート 株式会社	東京都千代田区内幸町 二丁目2番2号	生命保険の募集に 関する業務の受託	1994年 4月1日	百万円 50	% 100.0
富国ビジネスサービス 株式会社	千葉県印西市大塚 二丁目10番地	当社印刷物の作 成・発送業務の受 託、物品の斡旋・ 販売業務	1995年 12月1日	百万円 50	% 100.0
フコクしんらい生命保険 株式会社	東京都新宿区西新宿 八丁目17番1号	生命保険業	1996年 8月8日	百万円 35,499	% 89.6
フコク情報システム 株式会社	東京都江東区大島 二丁目2番1号 日本ヒューレット・パッ カード本社ビル	コンピュータシス テム及び情報通信 システムの企画・ 設計・開発・保 守・運用管理業務	2002年 4月1日	百万円 300	% 60.0
富国生命 インターナショナル(英国) 株式会社	1st Floor, 19 Great Winchester Street, London, EC2N 2JA, U. K.	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	1990年 9月5日	万英ポンド 400	% 100.0
富国生命 インターナショナル(米国) 株式会社	1251 Avenue of the Americas, 9th Floor, New York, NY 10020 U. S. A.	金融商品に係わる 投資運用業務及び 投資助言業務	2002年 3月1日	万米ドル 400	% 100.0
富国生命インベストメント (シンガポール) 株式会社	80 Robinson Road #16-04 Singapore 068898	投資助言業務、ア ジアにおける金融 経済情勢及び生命 保険市場に関する 調査業務	2014年 4月1日	万シンガポールドル 200	% 100.0

(9) 事業の譲渡・譲受け等の状況

該当事項はありません。

(10) その他保険会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
米山 好映	取締役会長	富士急行株式会社 取締役 株式会社帝国ホテル 取締役	
渡部 毅彦	代表取締役社長 社長執行役員 人材開発本部長 中期経営計画 担当 人材開発本部・総合企画室 担当		
林 俊勝	取締役 副社長執行役員 お客さまサービス本部長 千葉ニュータウン管理室・法人サービス部・ お客さまサービス部・契約医務部・ 保険金部・契約管理部・事務企画部 担当		
北村 康幸	取締役 専務執行役員 営業企画部・業務部・営業管理部 担当		2026年3月31日 専務執行役員退任
砂本 直樹	取締役 常務執行役員 リスク管理統括部・財務審査室・ 有価証券管理室・経理部・主計部 担当		
山田 一郎	取締役 常務執行役員 有価証券部・金融商品投資部・ 財務投資部・特別勘定運用室・ 財務企画部・不動産部 担当		
佐藤 広	取締役（社外役員）	東京都国民健康保険団体連合会 理事長	
小巻 亜矢	取締役（社外役員）	株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 松竹株式会社 取締役	
渡辺 一	取締役（社外役員）	株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役	
近藤 健	取締役 執行役員 秘書室・総務部・人事部・ 関連事業部 担当		
吉田 勇治	取締役 執行役員 コンプライアンス統括部・監査部 担当		
矢崎 斉	取締役 執行役員 市場開発部・しんきん部・法人営業部・ 年金コンサルティング部 担当		
根津 嘉澄	監査役（社外役員）	東武鉄道株式会社 代表取締役会長	
高橋 恭平	監査役（社外役員）		
渡部 肇史	監査役（社外役員）	電源開発株式会社 代表取締役会長	
黒田 啓一	監査役（常勤）		
重松 秀明	監査役（常勤）		

2026年3月31日時点の取締役兼務者を除く執行役員は次のとおりです。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大森 丈史	常務執行役員 人材開発本部 副本部長 人材開発本部 担当		2026年3月31日 常務執行役員退任
吉岡 謙一	執行役員 業務部長 業務部 担当		
栗原 浩孝	執行役員 福島支社長兼東北ブロック長 福島支社・東北ブロック 担当		
松代 秀紀	執行役員 契約医務部長 契約医務部 担当		2026年3月31日 執行役員退任
江口 修	執行役員 大阪北支社長兼近畿ブロック長 大阪北支社・近畿ブロック 担当		
尾本 博	執行役員 契約管理部長 契約管理部 担当		2026年3月31日 執行役員退任
木下 泰浩	執行役員 富山支社長兼北陸ブロック長 富山支社・北陸ブロック 担当		
小野寺 勇介	執行役員 金融商品投資部長 金融商品投資部 担当		
仲沢 仁美	執行役員 監査部長 監査部 担当		
森田 潤	執行役員 総合企画室長 中期経営計画 副担当 総合企画室 担当		
吉本 剛	執行役員 人事部長 人事部 担当		
熊澤 省吾	執行役員 福岡支社長兼九州ブロック長 福岡支社・九州ブロック 担当		
小林 央	執行役員 法人営業部長 法人営業部 担当		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	うち種類別報酬額		
			基本報酬 (固定)	業績連動 報酬等	非金銭報酬等
取締役	12名	463	463	—	—
監査役	5名	100	100	—	—
計	17名	563	563	—	—

- (注) 1. 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。
 2. 2025年7月2日開催の第103回定時総代会にて、取締役は報酬額の枠を年額10億円以内、監査役は同2億円以内と決議いたしました。当該定時総代会終結時における取締役の員数は12名、監査役の員数は5名となります。

【取締役報酬に関する基本方針について】

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2021年2月25日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めた「取締役報酬に関する基本方針」を制定し、2026年3月23日開催の取締役会にて、これを改正いたしました。

②「取締役報酬に関する基本方針」の概要

取締役の報酬については、取締役は他の取締役に対する必要な相互牽制が求められることを踏まえると、原則として役位による固定となるものと考えます。また、報酬の水準は、当社の経営環境や業績を踏まえたものいたします。指名・報酬委員会の諮問を踏まえ、報酬総額の限度額について総代会にて決定し、配分については、取締役会が報酬額に関する基本的な考え方を確認したうえで、代表取締役社長への再一任決議を行います。代表取締役社長は、指名・報酬委員会の審議内容及び報酬額に関する基本的な考え方にに基づき全取締役の報酬額を決定します。なお、報酬額は年俸とし、年俸を12等分した額を毎月所定の日に支払います。

③当事業年度に係る取締役の個人別報酬等の内容が決定方針に沿うものと取締役会が判断した理由

当社の取締役報酬は原則として、役位による固定とすることが「取締役報酬に関する基本方針」に定められており、取締役報酬に係わる取締役会の審議過程においても、特段の異議はなく、当事業年度の取締役報酬については、同基本方針に沿うものと判断しております。なお、監査役の個人別報酬については、監査役全員にて協議のうえ決定しております。

④取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任について

当社取締役の個人別報酬額は経営環境、業績を踏まえた水準で、役位による固定額と定めており、当社の経営状態を最も把握している代表取締役社長に、個人別報酬額の決定を一任することが最も適切であると判断し、当社取締役会は、当事業年度に係る全ての取締役の個人別報酬全額について、その決定を代表取締役社長である渡部毅彦に一任いたしました。

なお、2026年4月より会長、社長及び社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役報酬総額ならびに個人別報酬決定プロセスの透明性・公正性・客観性の向上を図っております。

(3) 責任限定契約・補償契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
佐藤 広 (社外取締役)	当社は、保険業法第 53 条の 36 が準用する会社法第 427 条第 1 項の規定により、当該役員との間に、任務懈怠により会社に損害を与えた場合は、会社法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。
小巻 亜矢 (社外取締役)	
渡辺 一 (社外取締役)	
根津 嘉澄 (社外監査役)	
高橋 恭平 (社外監査役)	
渡部 肇史 (社外監査役)	

※補償契約は締結しておりません。

(4) 役員等賠償責任保険契約

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社の取締役、監査役及び執行役員	当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
佐藤 広 (社外取締役)	東京都国民健康保険団体連合会 理事長 当社は東京都国民健康保険団体連合会との間に特別な関係はありません。
小巻 亜矢 (社外取締役)	株式会社サンリオエンターテイメント 代表取締役社長 松竹株式会社 取締役 当社は株式会社サンリオエンターテイメントと保険の取引があります。 当社は松竹株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
渡辺 一 (社外取締役)	株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役 当社は株式会社日本経済研究所と保険の取引があります。 当社は日本貨物鉄道株式会社と保険の取引があります。 当社は三井住友トラストグループ株式会社と保険の取引があるほか、同社の株式及び債権を保有しております。 当社は東急株式会社の株式及び債権を保有しております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	東武鉄道株式会社 代表取締役会長 当社は東武鉄道株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。
高橋 恭平 (社外監査役)	該当事項はありません。
渡部 肇史 (社外監査役)	電源開発株式会社 代表取締役会長 当社は電源開発株式会社と保険、融資の取引があるほか、同社の株式を保有しております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
佐藤 広 (社外取締役)	2022年7月就任 (3年9ヶ月)	取締役会 14/14回	行政機関における専門的な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、会社の意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
小巻 亜矢 (社外取締役)	2023年7月就任 (2年9ヶ月)	取締役会 14/14回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
渡辺 一 (社外取締役)	2024年7月就任 (1年9ヶ月)	取締役会 13/14回	企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、独立した立場から経営全般に関して必要な質問、意見を述べるなど、当社経営の監督・助言、意思決定に必要な重要事項の協議を行っております。
根津 嘉澄 (社外監査役)	2002年7月就任 (23年9ヶ月)	取締役会 14/14回 監査役会 9/9回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
高橋 恭平 (社外監査役)	2016年7月就任 (9年9ヶ月)	取締役会 13/14回 監査役会 9/9回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。
渡部 肇史 (社外監査役)	2024年7月就任 (1年9ヶ月)	取締役会 13/14回 監査役会 9/9回	当社の業務執行者から独立した立場で、企業経営に関する豊富な見識や経験を踏まえ、発言を適宜行っております。

(注) 取締役会・監査役会への出席状況は、当該事業年度について記載しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6名	63	—

(注) 報酬額は百万円未満を四捨五入して記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 基金に関する事項

- (1) 基金拠出額 8,000 百万円
 (2) 当年度末基金拠出者数 2 名
 (3) 基金拠出者

基金拠出者の氏名又は名称	当社への基金拠出状況	
	基金拠出額	基金拠出割合
	百万円	%
信金中央金庫	4,000	50.0
株式会社日本政策投資銀行	4,000	50.0

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
Moore みらい監査法人 指定社員 鶴田 慎之介 指定社員 佐野 修	会計監査人監査に対する 報酬等 76	<p><報酬等に同意した理由></p> <p>監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し審議した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等に同意いたしました。</p> <p><非監査業務の内容></p> <p>公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の内容は、「米ドル建永久劣後特約付社債の募集に係るコンフォートレター発行業務」及び「特別勘定業務に係る内部統制の保証業務」等であります。</p>

(注) 当社及び連結子法人等が、当該会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は143百万円であり、監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬は、それぞれ98百万円及び45百万円であります。なお、当該会計監査人と同一のネットワークに属する者への報酬はありません。

- (2) 責任限定契約・補償契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が保険業法第53条の9第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ 当社の重要な子法人等のうち、富国生命インターナショナル（英国）株式会社及び富国生命インベストメント（シンガポール）株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、保険業法第53条の14第4項第6号に基づき、業務の適正を確保するための体制への対応として「内部統制システムの基本方針(以下、基本方針)」を定めております。

基本方針の運用状況については、定められた全ての項目について、毎事業年度、検証を行い、適正に運用されていることを確認しております。また、項目毎の運用状況は以下のとおりで、当該運用状況については取締役会へ報告しております。

<基本方針の運用状況の概要>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する取組み

- ・ 「コンプライアンスに関する基本方針」のもと、年度毎のコンプライアンス実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し、取締役会から委任を受けたコンプライアンス委員会がコンプライアンスを推進しています。2025年度は、コンプライアンス委員会を4回開催したほか、役員向け、本社部課長向け及び支社長向けのコンプライアンス研修をはじめとする各種研修を実施しました。
- ・ 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」のもと、不当要求の拒絶に限らず、データベースを活用した該当性の事前確認による取引予防や事後検証による取引解消（保険契約の重大事由解除等）を行い、関係遮断を推進しています。また、当社及び当社グループ会社において、連携して反社会的勢力の情報交換を行っています。
- ・ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策については、マネー・ローンダリング対策の推進等を目的として設置されたマネー・ローンダリング対策委員会において、リスク評価書の見直しやマネー・ローンダリング対策推進のための審議を行い、対策を進めました。
- ・ 「利益相反管理のための基本方針」のもと、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社間での取引について適切な利益相反管理を行っています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組み

- ・ 法令及び社内規程に従い、総代会・取締役会等の重要会議に関する議事録を適正に記録・保存し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取組み

- ・ 「統合的リスク管理に関する基本方針」のもと、取締役会から委任を受けたリスク管理委員会が統合的リスク管理を推進し、下部組織として6つの委員会を設置し、当社を取り巻く様々なリスクの管理を行っています。
- ・ 2025年度は、リスク管理委員会を8回開催しており、各下部委員会の管理状況を把握するとともに、統合的リスク管理状況、全社的ストレス・テスト、ORSAレポートへの取組み状況などについて報告・審議を行いました。
- ・ また、各下部委員会については以下のとおりです。

(保険引受リスク管理委員会)

リスク・プロファイルの見直し、支払指数及び基準金利の状況など計12回開催。

(資産運用リスク管理委員会)

相互関税政策発表後の資産運用にかかる対応、リスクマップによる為替リスクの評価、資産運用リスクの計測手法の見直し、2025年度運用計画のリスク評価、金利上昇にかかる対応など計12回開催。

(事務リスク管理委員会)

事務ミスの発生状況や自主検査の不備発生状況、外部委託先の審査状況など計4回開催。

(システムリスク管理委員会)

通常システムリスク管理のほか大規模システム障害対応訓練など計4回開催。

また、サイバーセキュリティについては、中期計画に基づき、暗号化やバックアップに関する規程の改正、検知対策の強化などを実施。

(コンプライアンス専門委員会)

リスクの見直し、重要なリスクのモニタリングなど計4回開催。

(セキュリティ委員会)

2025年12月発生の青森県東方沖地震及び北海道三陸沖後発地震注意情報の対応など計4回開催。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 経営の意思決定と業務執行を分離することで、取締役の職務執行の効率化を図るため執行役員制度を導入しています。
- ・ 取締役会は、業務執行の監督を担い原則月1回、2025年度は14回開催しました。ま

た、取締役会の実効性向上を目的として、第三者による実効性評価を行いました。

- ・ 常勤取締役会は、会社の重要な業務執行に関する事項を審議することを目的としており、原則として月3回、2025年度は33回開催しました。
- ・ 「事務分掌規程」により各部署の役割を定めているほか、「決裁・決議基準」により権限範囲を明確化させることにより、適切な権限委譲を可能とする体制を構築しています。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」のもと、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行う体制を構築し、財務報告の信頼性の確保に努めています。同方針に基づき、財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っており、その結果を取締役に報告しております。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制に関する取組み

- ・ 「関連会社の管理に関する基本方針」のもと、子会社の取締役等の職務の執行にかかる事項を当社へ報告する体制、子会社のコンプライアンス管理体制及びリスク管理体制などを整備し、適正な運用に努めています。

7. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関する取組み

- ・ 監査役の監査が実効的に行われるために、監査役は、取締役会、常勤取締役会等の重要会議に出席しています。代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題等について意見交換しているほか、内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携しています。また、監査役の職務の執行のために必要とする費用や負担する債務等については適切かつ迅速に処理しています。
- ・ 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が判明した場合には、直ちに監査役へ報告する旨及び当該報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことについて、社内通知等で周知・徹底を図っております。
- ・ 監査役の職務を補助する組織として監査役室を設置しています。監査役室に所属する職員の評価・異動・懲戒ならびに組織変更にあたっては、監査役の承認を得たうえで行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

また、3月開催の取締役会で決議した基本方針は、次のとおりです。

<基本方針全文>

<内部統制システムの基本方針>

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

(1) コンプライアンス重視を醸成する経営を確保するための体制

- ① コンプライアンスを実践するための基本的な事項については「コンプライアンスに関する基本方針」に規定する。さらにそれを具体化するために「コンプライアンスに関する組織・権限規程」を制定する。
- ② コンプライアンスが経営の根幹をなすものであるとの認識のもと、コンプライアンス・リスク管理や問題事象の未然予防に向けた取組みを推進する。
- ③ 役職員のコンプライアンス実践の基本となる規範として「富国生命役職員行動規範」を定め、役職員は本行動規範に従って日常業務を遂行する。
- ④ コンプライアンスの推進については、社長を委員長とするコンプライアンス委員会が、取締役会からの委任を受けて行う。本社及び支社・営業所においては、コンプライアンス推進責任者とコンプライアンス推進担当者が、同委員会の事務局を担当するコンプライアンス統括部の指示のもと、コンプライアンスを実践・推進する。
- ⑤ コンプライアンス面での適切性の検証を行うため、コンプライアンス統括部内にチーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス・オフィサーを配置する。
- ⑥ コンプライアンスの基本や個々の業務に関する留意事項等をまとめたコンプライアンス・マニュアルの作成を毎年行い、役職員への配付等により、コンプライアンスの実践・推進を図る。
- ⑦ 年度毎のコンプライアンス実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し実践する。このコンプライアンス・プログラムに基づき役職員向けのコンプライアンス研修を実施する。コンプライアンス・プログラムの実施状況については、定期的に取り締役会へ報告する。
- ⑧ 法令・社内規程に反する行為等の相談窓口を社内外に設置し、「コンプライアンス相談窓口及び内部通報に関する規程」に基づき通報が可能な体制を確保する。
- ⑨ 法令・定款に違反した行為や不正・不当または背信を疑われる行為等を行った役員は、「役員の懲戒に関する規程」に基づき懲戒処分の対象とする。法令・社内規程に違反した行為を行った職員は、「就業規則」及び「賞罰の手続に関する規程」に基づき懲戒処分の対象とする。
- ⑩ 内部監査部門は、本社各部門及び支社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることを検証する。

(2) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

- ① 「反社会的勢力との関係を遮断するための基本方針」及び当該基本方針に基づく「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 毅然たる組織対応により、当社及び当社グループ会社において、不当要求の拒絶に限らず、反社会的勢力との取引予防及び取引解消を行い、関係遮断を推進する。
- ③ コンプライアンス統括部において、反社会的勢力への対応に関する統括部署として警察や弁護士等の外部専門機関と連携する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制

当社の業務がマネー・ローンダリング等に利用されることを防止するため、適切な管理を行う。

(4) お客さまの利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理を行うための体制

「利益相反管理のための基本方針」及び「利益相反管理規程」を定め、当社及び当該基本方針で定義された当社グループ会社が行う取引によりお客さまの利益が不当に害されることを防止するため、利益相反のおそれのある取引について適切な利益相反管理を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

総代会・取締役会等の重要な会議の議事録その他取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び社内規程に従い適正に記録・保存され、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

統合的リスク管理のために定めた「統合的リスク管理に関する基本方針」、「リスク管理委員会規程」及び「統合的リスク管理に関する組織権限規程」に基づき取締役会から委任されたリスク管理委員会が統合的リスク管理を行い、持続的成長のための好循環の実現に向けて、自己資本、リスク及びリターンの一体的管理を推進する。また、リスク管理委員会に以下の下部各委員会及び主にストレステストとグループリスク管理に係る専門的な検討を行うリスク管理専門委員会を設置し、所管するリスクの管理の推進を行う。

① 保険引受リスク管理委員会

経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、会社が損失を被るリスクの管理を行う。

② 資産運用リスク管理委員会

市場関連リスク、信用リスク、不動産投資リスク、流動性リスクの管理を行う。

③ 事務リスク管理委員会

役職員が正確な事務を怠ること、または事故・不正等を起こすことにより会社が損失

を被るリスクの管理を行う。

④ システムリスク管理委員会

システムの安全性・信頼性に関するリスク、システムの有効性・効率性に関するリスク、システムの遵守性に関するリスクの管理を行う。

また、サイバーセキュリティについては、情報資産の保護やシステムの安定性確保等のため、適切な対策を講じる。

⑤ コンプライアンス専門委員会

役職員のお客さま基点を欠く行為等が顧客保護、市場の公正・透明に悪影響を及ぼすことにより、会社が信頼を毀損され、さらには損失を被るリスクの管理を行う。

⑥ セキュリティ委員会

自然災害、不慮の事故、企業情報の流出や漏洩等のリスクの管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図るため、執行役員制度を採用する。取締役会は業務執行の監督を行い、執行役員は取締役会で定められた規程に基づき業務執行の責任と業務管理を行うことで、取締役の職務の執行の効率化を図る。

② 常勤取締役によって構成される常勤取締役会を設置し、会社の重要な業務執行に関する事項を審議する。常勤取締役会は原則として毎月3回開催する。

③ 事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が遂行されており、取締役の職務の執行を効率的に行うため適切な権限委譲がなされている。

④ 内部監査部門による監査を通じ、事務分掌規程及び決裁・決議基準に基づき職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

5. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定め、財務報告に係る内部統制の整備及び運用、評価を行うことにより、財務報告の信頼性の確保を図る。

6. 当社及びその実質子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、その実質子会社（以下「子会社」という）における業務の適正を確保するための体制の整備及び運用に係る支援等を行う。

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の常勤取締役会、また、必要に応じて取締役会は、子会社の事業運営の状況等（取締役等の職務執行状況を含む）の報告を受ける。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理委員会において統合的リスク管理を行う。また、「リスク管理委員会規程」及び「リスク管理専門委員会規程」に基づき、リスク管理委員会を補佐するリスク管理専門委員会を設置し、子会社での損失を被るリスクの管理を行う。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務が効率的に遂行されるため、子会社の取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等の整備状況等について確認し、必要に応じて整備等に係る支援を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、子会社において取締役会規則、事務分掌規程及び決裁基準等に基づき、職務が適正に遂行されていることの検証を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 子会社においてコンプライアンスが推進されるため、子会社の役職員行動規範の制定・改正及び年度毎のコンプライアンス・プログラムの策定の支援等を行う。
- ② 当社の内部監査部門による子会社の監査を通じ、コンプライアンスを実践し業務執行が適正に行われていることの検証を行う。

7. 監査役職務を補助すべき使用人の配置、当該使用人の取締役からの独立性、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役職務を補助するため監査役室を設け、取締役の指揮命令に服さない専任の職員を配置する。
- ② 監査役職務を補助する職員の人事評価・人事異動・懲戒処分・組織変更等については、監査役承認を必要とする。

8. 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者がこれにより不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社もしくは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、または法令もしくは定款に違反する重大な事実について、当社及び子会社の役職員から当社監査役への適切な報告が行われるため、必要な規程等を整備する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社または子会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- ② 前記の報告をした役職員が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないことを確保するため、必要な規程等を整備する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、監査役がその職務の執行のために必要な費用や負担した債務等について、前払いまたは償還、弁済を行うなど適切かつ迅速に処理することとする。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会はもとより、その他の重要会議に監査役が出席できることとする。
- ② 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題、監査役監査の環境整備の状況等について意見交換する。
- ③ 内部監査部門は、監査役に定期的に報告を行い、監査役と連携する。
- ④ 取締役・執行役員による重要な決裁事項について監査役への報告を行うこととする。

以 上

7. その他

〔経営・相互会社制度運営に関する事項〕

(1) 評議員会

泉谷 直木、井上 和幸、北村 雅良、小林 哲也、中林 真理子、西成 活裕、花崎 正晴、久塚 智明、前野 隆司の9名の評議員で構成される評議員会を6月16日に開催しました。7月2日の第103回定時総代会において評議員に同9名が再任され、評議員会を10月20日と3月24日に開催しました。

(2) ご契約者懇談会

1月から2月にかけて全国62支社でご契約者懇談会を開催し、1,173名のご契約者にご出席いただきました。

(3) 社員数・総代数

3月末現在の社員数は1,637,502名、総代数は119名です。

〔会社役員に関する事項〕

- (1) 2025年2月25日の取締役会決議により、4月1日付にて代表取締役社長 米山 好映が取締役会長に就任、取締役 渡部 毅彦が代表取締役社長社長執行役員に就任、取締役 林 俊勝が取締役副社長執行役員に就任、取締役 北村 康幸が取締役専務執行役員に就任、取締役 砂本 直樹、取締役 山田 一郎の2名が取締役常務執行役員に就任、取締役 近藤 健、取締役 吉田 勇治の2名が取締役執行役員に就任、大森 丈史が常務執行役員に就任、吉岡 謙一、栗原 浩孝、松代 秀紀、江口 修、矢崎 斉、尾本 博、木下 泰浩、小野寺 勇介、仲沢 仁美（新任）、森田 潤（新任）、吉本 剛（新任）、熊澤 省吾（新任）、小林 央（新任）の13名が執行役員に就任しました。

- (2) 7月2日の第103回定時総代会において、取締役は米山 好映、渡部 毅彦、林 俊勝、北村 康幸、砂本 直樹、山田 一郎、佐藤 広、小巻 亜矢、渡辺 一、近藤 健、吉田 勇治の11名が再選、新たに矢崎 斉が選任され、それぞれ就任しました。
- (3) 7月2日の取締役会決議により、取締役 米山 好映が取締役会長に就任、取締役 渡部 毅彦が代表取締役社長に就任しました。
- (4) 3月31日、任期満了に伴い、北村 康幸が専務執行役員を、大森 丈史が常務執行役員を、松代 秀紀、尾本 博の2名が執行役員を退任しました。

報告事項Ⅱ. 2025年度貸借対照表、損益計算書及び基金等変動計算書報告の件

2025年度（2026年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金及び預貯金	115,257	保険契約準備金	6,062,282
現 金	124	支 払 備 金	24,098
預 貯 金	115,132	責 任 準 備 金	5,965,857
コ ー ル ロ ー ン	313,000	社 員 配 当 準 備 金	72,326
金 銭 の 信 託	25,317	再 保 險	33
有 価 証 券	6,755,394	社 債	308,480
国 債	2,793,547	そ の 他 負 債	84,519
地 方 債	72,626	未 払 法 人 税 等	17,611
社 債	497,034	未 払 金	6,681
株 式	1,327,951	未 払 費 用	17,027
外 国 証 券	1,835,548	前 受 収 益	458
そ の 他 の 証 券	228,685	預 り 金	6,850
貸 付 金	343,953	預 り 保 証 金	15,530
保 險 約 款 貸 付	42,616	金 融 派 生 商 品	478
一 般 貸 付	301,337	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	13,820
有 形 固 定 資 産	263,716	資 産 除 去 債 務	4,565
土 地	153,047	仮 受 金	1,496
建 物	102,513	退 職 給 付 引 当 金	26,501
リ ー ス 資 産	642	価 格 変 動 準 備 金	190,830
建 設 仮 勘 定	1,682	繰 延 税 金 負 債	111,477
その他の有形固定資産	5,829	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	14,596
無 形 固 定 資 産	35,150		
ソ フ ト ウ ェ ア	17,698	負債の部 合計	6,798,721
その他の無形固定資産	17,452		
代 理 店 貸 貸	55	（純資産の部）	
再 保 險 貸 貸	64	基 金	8,000
そ の 他 資 産	51,981	基 金 償 却 積 立 金	128,000
未 収 金	5,392	再 評 価 積 立 金	112
前 払 費 用	4,175	剰 余 金	225,906
未 収 収 益	33,500	損 失 填 補 準 備 金	3,800
預 託 金	1,809	そ の 他 剰 余 金	222,106
金 融 派 生 商 品	64	基 金 償 却 準 備 金	1,600
仮 払 金	2,908	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	20,000
そ の 他 の 資 産	4,129	価 格 変 動 積 立 金	41,000
前 払 年 金 費 用	5,360	職 員 還 元 積 立 金	3,402
貸 倒 引 当 金	△ 607	不 動 産 圧 縮 準 備 金	199
		別 途 準 備 金	767
		当 期 未 処 分 剰 余 金	155,137
		基 金 等 合 計	362,018
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	743,885
		土 地 再 評 価 差 額 金	4,017
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	747,902
		純資産の部 合計	1,109,921
資産の部 合計	7,908,643	負債及び純資産の部 合計	7,908,643

(貸借対照表の注記)

1. (1) 有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む)の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価の算定は移動平均法)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年11月16日日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式(保険業法第2条第12項に規定する子会社及び保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたもの及び関連法人等が発行する株式をいう)については移動平均法による原価法、その他有価証券については3月末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法、取得差額が金利調整差額と認められる公社債(外国債券を含む)については移動平均法による償却原価法(定額法)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法)によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2) デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
- (3) 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2002年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出
- (4) 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - ・有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く)については定額法)を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、その他の有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
- (5) 外貨建資産・負債(子会社及び関連会社株式は除く)は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、子会社及び関連会社株式は、取得時の為替相場により円換算しております。
- (6) 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産手続開始、民事再生手続開始等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、同額を計上しております。また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権については、債権額から担保及び保証等による回収可能見込額を控除した残額に対し、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額表示しており、その減額した額は1百万円であります。

- (7) 退職給付引当金及び前払年金費用は、従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。
退職給付債務及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------------|---------|
| 退職給付見込額の期間帰属方法 | 給付算定式基準 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10年 |
| 過去勤務費用の処理年数 | 10年 |
- (8) 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
- (9) ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)に従い、主に、当社の発行する外貨建社債に対する為替変動リスクのヘッジとして通貨スワップの振当処理を行っております。
なお、ヘッジの有効性の判定には、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動又はキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
- (10) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (11) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
- (12) 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。
また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。
なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。
団体年金保険の受管に係る保険料は、受管時に、收受した責任準備金相当額により計上しております。
- (13) 保険金等支払金(再保険料を除く)は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。
なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められる保険金等(以下「既発生未報告支払備金」という。)については、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設または自宅にて医師等の管理下で療養をされた場合(以下「みなし入院」という。)等に入院給付金等を支払う特別取扱を2023年5月8日以降終了したことにより、平成10年大蔵省告示第234号(以下「IBNR告示」という。)第1条第1項本則に基づく計算では適切な水準の額を算出することができないことから、IBNR告示第1条第1項ただし書の規定に基づき、以下の方法により算出した額を計上しております。
- (計算方法の概要)
- IBNR告示第1条第1項本則に掲げる全ての事業年度の既発生未報告支払備金積立所要額及び保険金等の支払額から、みなし入院に係る額を除外した上で、IBNR告示第1条第1項本則と同様の方法により算出しております。
- 団体年金保険の移管に係る保険金等支払金は、移管時に、移管先に支出した責任準備金相当額により計上しております。

- (14) 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第 4 条第 2 項第 4 号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。

①標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成 8 年大蔵省告示第 48 号)

②標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
保険業法施行規則第 69 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により積み立てられた責任準備金では、算出方法書の計算前提(予定発生率・予定利率等)に基づく将来の予定キャッシュ・フローの見積りが、直近の実績と乖離することにより、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、保険業法施行規則第 69 条第 5 項の規定に基づき追加の責任準備金を計上する必要があります。この規定に基づき以下を積み立てております。

- ・予定利率が 5.00%以上の個人年金保険契約のうち年金支払を開始している契約(妻年金保険買増特約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。当年度末における残高は 63,784 百万円であります。
- ・予定利率が 5.00%以上の終身保険契約のうち保険料払込満了を迎えた契約(払済保険または延長保険に変更した契約、一時払契約及び保険料払込免除後契約を除く)について予定利率を 1.00%に引き下げて追加して責任準備金を積み立てております。当年度末における残高は 102,825 百万円であります。
- ・新がん特約及び高度先進医療特約のそれぞれ一部の契約についても追加して責任準備金を積み立てております。これらの当年度末における残高は 102 百万円であります。

なお、責任準備金の積立てについては、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

- (15) 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。

・ソフトウェア

利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

- (16) 保険種類・資産運用方針等により設定した小区分に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号)に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。

なお、小区分は次のとおり設定しております。

①個人保険及び個人年金保険のうち次の保険契約

- ・1983 年 4 月から 1993 年 3 月に締結された終身保険のうち保険料払込満了後の契約(払済保険又は延長保険に変更した契約、一時払契約及び保険料払込免除後契約を除く)においては、当年度末の年齢が 75 歳以下の契約
- ・1981 年 5 月から 1993 年 3 月に締結された個人年金保険のうち年金支払開始後の契約(妻年金保険買増特約及び確定年金を除く)においては、当年度末の年齢が 70 歳以下の契約
- ・1996 年 4 月 2 日から 2013 年 4 月 1 日に締結された終身保険、積立型介護保険及び新積立型介護保険契約(延長保険に変更した契約及び 2003 年 8 月 1 日から 2013 年 4 月 1 日に締結した終身保険(一時払契約)を除く)
- ・2001 年 4 月 2 日以降に締結された個人年金保険契約(災害死亡給付金付個人年金保険(一時払契約)を除く)

②団体年金保険契約(有期利率保証型確定拠出年金保険契約を除く)

2. 当年度末までに公表されているものの、適用されていない主な会計基準等は次のとおりであります。「リースに関する会計基準」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準第 34 号)及び「リースに関する会計基準の適用指針」(2024 年 9 月 13 日 企業会計基準適用指針第 33 号)等の公表により、リースに関する会計処理等が改正されることとなります。

強制適用は 2027 年 4 月 1 日以後開始する年度の期首からであり、2027 年度の期首から適用する予定であります。

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

3. 金融商品の状況に関する事項は、次のとおりであります。

保険業法第118条第1項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき、流動性を確保しつつ中長期的な視点から資金を配分しており、具体的には、ALM(資産・負債の総合管理)の観点から、公社債や貸付金等の円金利資産を柱に据え、それを補完し、収益性の向上を図るために、許容されるリスクの範囲内で外国証券や株式、不動産といった資産への分散投資を行っております。また、デリバティブについては、主として現物資産及び負債に係る市場リスクのヘッジを目的に活用しております。

なお、主な金融商品である有価証券、貸付金及びデリバティブ取引は、それぞれ市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、取締役会が定めた統合的リスク管理に係る基本3規程に則った諸規程を定め、管理体制を整備し運営しております。具体的には、資産運用リスク管理部門が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・監視しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。なお、市場リスクと信用リスクに関しVaRを用いてリスク量を算出し、保有資産から生じる可能性のある最大損失額を一定の範囲内に抑えるというコントロール方法を採用しております。

4. 金融商品の時価等に関する事項は、次のとおりであります。

なお、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する金融商品については、注記を省略しております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
金銭の信託	24,317	24,317	—
売買目的有価証券	24,317	24,317	—
有価証券	6,605,020	6,331,689	△ 273,330
売買目的有価証券	127,076	127,076	—
満期保有目的の債券	625,104	627,439	2,335
責任準備金対応債券	1,334,207	1,058,541	△ 275,666
その他有価証券	4,518,631	4,518,631	—
貸付金	343,601	339,678	△ 3,923
保険約款貸付	42,616		
一般貸付	301,337		
貸倒引当金(*1)	△ 351		
資産計	6,972,939	6,695,685	△ 277,254
社債(*2)	308,480	287,151	△ 21,328
負債計	308,480	287,151	△ 21,328
金融派生商品(*3)	△ 414	△ 414	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	△ 414	△ 414	—

(*1) 貸付金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) 通貨スワップの振当処理を適用しているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、社債に含めて記載しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注1) 非上場株式等の市場価格のない株式等については、有価証券に含めておりません。
当該非上場株式等の当年度末における貸借対照表価額は73,420百万円であります。

(注2) 組合出資金等については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2021年6月17日 企業会計基準適用指針第31号。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)第24-16項に基づき、有価証券に含めておりません。
当該組合出資金等の当年度末における貸借対照表価額は76,953百万円であります。

(注3) 時価算定会計基準適用指針第24-9項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託については、有価証券に含めております。

5. 主な金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は、次のとおりであります。
 金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
 レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	24,317	—	24,317
売買目的有価証券	—	24,317	—	24,317
有価証券	3,017,070	1,594,061	23,516	4,634,648
売買目的有価証券	109,456	17,619	—	127,076
その他有価証券	2,907,613	1,576,441	23,516	4,507,571
国債	894,951	—	—	894,951
地方債	—	64,451	—	64,451
社債	—	415,183	—	415,183
株式	1,220,076	—	—	1,220,076
外国証券	755,425	952,545	23,516	1,731,487
その他の証券	37,160	144,260	—	181,421
資産計	3,017,070	1,618,379	23,516	4,658,965
デリバティブ取引(*1)	—	△ 414	—	△ 414
通貨関連	—	△ 414	—	△ 414

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

- (注) 時価算定会計基準適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託財産が不動産である投資信託については、本計数の残高には含めておりません。

当該投資信託の当年度末における貸借対照表価額は 11,059 百万円であります。

また、当該投資信託の期首残高から期末残高への調整表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

期首残高	10,302
評価差額金の変動	261
購入、売却及び償還	496
購入	500
償還	△ 3
期末残高	11,059

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,624,114	61,866	—	1,685,981
満期保有目的の債券	614,929	12,510	—	627,439
国債	614,929	—	—	614,929
地方債	—	5,822	—	5,822
社債	—	6,687	—	6,687
責任準備金対応債券	1,009,185	49,355	—	1,058,541
国債	1,009,185	—	—	1,009,185
地方債	—	1,464	—	1,464
社債	—	47,891	—	47,891
貸付金	—	—	339,678	339,678
保険約款貸付	—	—	42,616	42,616
一般貸付	—	—	297,062	297,062
資産計	1,624,114	61,866	339,678	2,025,659
社債	—	287,151	—	287,151
負債計	—	287,151	—	287,151

(3) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

ア. 有価証券(預貯金・買入金銭債権のうち「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日 企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取扱うものを含む)

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式、国債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債(それぞれ一部外国証券を含む)がこれに含まれます。相場価格が入手できない場合には、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

イ. 金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

ウ. 貸付金

保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

一般貸付のうち、変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額をもって時価としております。一方、固定金利貸付の時価については、主に、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格を時価の算定に用いております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

時価算定において、重要な観察できないインプットを用いていることからレベル3の時価に分類しております。

エ. 社債

当社の発行する社債については、「有価証券」と同様の方法により算定した価額をもって時価としており、レベル2に分類しております。

オ. デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に先物、オプションの取引所取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、主に情報ベンダー、取引先金融機関等の第三者から入手した価格につき、会計基準に従って算定されたものであると判断の上、当該価格を時価の算定に用いております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(4) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

ア. 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

イ. 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

	有価証券	合計
	その他有価証券	
	外国証券	
期首残高	24,304	24,304
当期の損益	△ 10	△ 10
損益に計上(*1)	△ 10	△ 10
評価差額金の変動	△ 777	△ 777
期末残高	23,516	23,516

(*1) 損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

ウ. 時価の評価プロセスの説明

当社は資産管理部門にて時価の算定に関する方針及び手続の策定、ならびに時価の算定を行っております。算定された時価は、リスク管理部門にて、当該方針及び手続に準拠しているか妥当性を検証しております。

時価の算定にあたっては、第三者から入手した相場価格につき、別の第三者から入手した相場価格との比較、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

エ. 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社は時価の算定にあたって、第三者から入手した相場価格を調整せずに使用しており、当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

6. 当社では、東京都その他の地域において賃貸用のオフィスビル等を有しており、当年度末における当該賃貸等不動産の貸借対照表価額は210,912百万円、時価は403,030百万円であります。なお、時価の算定にあたっては、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)によっております。

また、賃貸等不動産の貸借対照表価額に含まれている資産除去債務に対応する額は1,508百万円であります。

7. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表価額は483,448百万円であります。

8. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は566百万円であります。なお、それぞれの内訳は次のとおりであります。
 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は183百万円であります。
 上記取立不能見込額の直接減額は1百万円であります。
 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 債権のうち、危険債権額は187百万円であります。
 なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。
 債権のうち、三月以上延滞債権額はありません。
 なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。
 債権のうち、貸付条件緩和債権額は196百万円であります。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。
9. 有形固定資産の減価償却累計額は194,196百万円であります。
10. 特別勘定の資産の額は132,705百万円であります。
 なお、負債の額も同額であります。
11. 子会社等に対する金銭債権の総額は3,222百万円、金銭債務の総額は6,258百万円であります。
12. 繰延税金資産の総額は202,339百万円、繰延税金負債の総額は309,071百万円であります。繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は4,745百万円であります。
 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、保険契約準備金124,388百万円、価格変動準備金55,207百万円及び退職給付引当金13,248百万円であります。
 繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額300,307百万円であります。
 当年度における法定実効税率は28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率14.3%との間の差異の主要な内訳は、社員配当準備金△12.9%であります。
13. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 当期首現在高 | 64,117百万円 |
| 前期剰余金よりの繰入額 | 46,273百万円 |
| 当期社員配当金支払額 | 38,322百万円 |
| 利息による増加等 | 258百万円 |
| 当期末現在高 | 72,326百万円 |
14. 子会社等の株式は64,787百万円であります。
15. 担保に供されている資産の額は、有価証券108,723百万円であります。
 また、担保付き債務の額は6,057百万円であります。
16. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は0百万円であり、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は17百万円であります。
17. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は748,014百万円であります。
18. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は16,723百万円であります。
19. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

20. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、内務職員については、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

営業職員については、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、営業職員の退職一時金制度には、退職給付信託が設定されております。

一部の退職一時金制度は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	75,506 百万円
勤務費用	3,069 百万円
利息費用	1,205 百万円
数理計算上の差異の発生額	△ 12,736 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 3,598 百万円</u>
期末における退職給付債務	<u>63,446 百万円</u>

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	80,322 百万円
期待運用収益	1,377 百万円
数理計算上の差異の発生額	13,049 百万円
事業主からの拠出額	770 百万円
退職給付の支払額	<u>△ 1,898 百万円</u>
期末における年金資産	<u>93,621 百万円</u>

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	55,734 百万円
年金資産	<u>△ 93,621 百万円</u>
	△ 37,887 百万円
非積立型制度の退職給付債務	7,712 百万円
未認識数理計算上の差異	46,143 百万円
未認識過去勤務費用	<u>5,172 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>21,141 百万円</u>
退職給付引当金	26,501 百万円
前払年金費用	<u>△ 5,360 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>21,141 百万円</u>

④ 退職給付に関連する損益

勤務費用	3,069 百万円
利息費用	1,205 百万円
期待運用収益	△ 1,377 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 1,455 百万円
過去勤務費用の費用処理額	<u>△ 687 百万円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>754 百万円</u>

⑤年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

国内株式	54.5 %
生命保険一般勘定	24.6 %
外国株式	8.3 %
国内債券	8.1 %
外国債券	2.8 %
共同運用資産	<u>1.7 %</u>
合計	<u>100.0 %</u>

年金資産合計には、営業職員の退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が 46.9%含まれております。

⑥長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑦数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

割引率	3.3 %
長期期待運用収益率	
確定給付企業年金	3.0 %
退職給付信託	0.0 %

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は 256 百万円であります。

2025年度 (2025 年 4 月 1 日から) 損益計算書
 (2026 年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経常	収 益		981,876
保 險	料 等	568,096	
保 再	入 料	567,893	
資 利	入 益	202	
	入 息	401,555	
	金 息	221,396	
	利 配	284	
	當 料	189,094	
	金 益	8,382	
	料 金	22,018	
	運 用	1,617	
	配 當	1,510	
	利 金	147,213	
	債 償	5,748	
	差 用	2,033	
	運 資	2,491	
	産 常	21,160	
	受 入	12,224	
	入 入	929	
	入 入	4,142	
	入 入	795	
	入 入	1,715	
	入 入	4,642	
経常	費 用		826,287
保 險	金 等	476,730	
保 年	支 払	83,542	
給 解	金 金	151,974	
再 再	金 金	139,498	
責 任	返 戻	66,493	
員 配	他 戻	35,040	
準 備	返 戻	181	
金 積	練 入	96,725	
立 用	練 入	96,467	
利 息	練 入	258	
運 用	費 用	114,156	
利 証	運 用	5,424	
券 評	損 損	3	
運 却	損 損	72,064	
却 価	用 額	6	
費 入	用 額	3,938	
却 却	費 用	105	
費 費	費 用	5,972	
費 費	費 用	26,641	
費 費	費 用	112,256	
費 費	費 用	26,418	
費 費	費 用	4,878	
費 費	費 用	9,238	
費 費	費 用	10,701	
費 費	費 用	1,600	
経常	利 益		155,589
特 別	資 産		0
固 定	等 処	0	
特 別	損 失		4,185
固 定	産 等	307	
減 価	損 失	17	
備 蓄	損 失	2,263	
員 格	損 失	1,597	
引 入	損 失		
前 税	損 失		
当 及	損 失		
期 等	損 失		
純 等	損 失		
引 入	損 失		
人 人	損 失		
法 法	損 失		
法 法	損 失		
当 当	損 失		
	損 失		151,403
	損 失		25,350
	損 失		△ 3,720
	損 失		21,629
	損 失		129,773

(損益計算書の注記)

1. 子会社等との取引による収益の総額は 2,179 百万円、費用の総額は 12,308 百万円であります。
2. 有価証券売却益の内訳は、国債等債券 5,248 百万円、株式等 54,435 百万円、外国証券 86,620 百万円、その他 908 百万円であります。
3. 有価証券売却損の内訳は、国債等債券 58,994 百万円、株式等 2,134 百万円、外国証券 10,849 百万円、その他 85 百万円であります。
4. 有価証券評価損の内訳は、外国証券 6 百万円であります。
5. 支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は 39 百万円、責任準備金繰入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金戻入額の金額は 0 百万円であります。
6. 売買目的有価証券運用損の内訳は、売却損 3 百万円であります。
7. 金銭の信託運用益には、評価損が 0 百万円含まれております。
8. 金融派生商品費用には、評価損が 714 百万円含まれております。

2025年度（2025年4月1日から）基金等変動計算書
 （2026年3月31日まで）

(単位：百万円)

	基金等										評価・換算差額等				純資産 合計		
	基金	基金備却 積立金	再評価 積立金	損失填補 準備金	剰余金						基金等 合計	その他 有価証券 評価 差額金	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計			
					基金 備却 準備金	社員配当 平衡 積立金	価格変動 積立金	職員還元 積立金	不動産 圧縮 準備金	別途 準備金						当期 未処分 剰余金	剰余金 合計
当期首残高	8,000	128,000	112	3,660	-	20,000	41,000	-	202	767	76,897	142,527	278,640	520,242	4,025	524,268	802,908
当期変動額																	
社員配当準備金の積立											△ 46,273	△ 46,273	△ 46,273				△ 46,273
損失填補準備金の積立				140							△ 140	-	-				-
基金利息の支払											△ 129	△ 129	△ 129				△ 129
当期純剰余											129,773	129,773	129,773				129,773
基金償却準備金の積立					1,600						△ 1,600	-	-				-
職員還元積立金の積立							5,000				△ 5,000	-	-				-
職員還元積立金の取崩							△ 1,597				1,597	-	-				-
不動産圧縮準備金の取崩									△ 3		3	-	-				-
土地再評価差額金の取崩											8	8	8				8
基金等以外の項目の 当期変動額(純額)														223,642	△ 8	223,634	223,634
当期変動額合計	-	-	-	140	1,600	-	-	3,402	△ 3	-	78,239	83,378	83,378	223,642	△ 8	223,634	307,013
当期末残高	8,000	128,000	112	3,800	1,600	20,000	41,000	3,402	199	767	155,137	225,906	362,018	743,885	4,017	747,902	1,109,921

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

富国生命保険相互会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 慎之介

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐野 修

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、保険業法第54条の4第2項第1号の規定に基づき、富国生命保険相互会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、基金等変動計算書及び注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当年度の会社及び子法人等の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告の「5. 会計監査人に関する事項」に含まれる(1)会計監査人の状況に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支社等に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他相互会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして保険業法施行規則第23条の8に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（保険業法施行規則第27条の7各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、Moore みらい監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び基金等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 Moore みらい監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

富国生命保険相互会社	監査役会	
監査役（常勤）	重松秀明	㊟
監査役（常勤）	黒田啓一	㊟
監査役	根津嘉澄	㊟
監査役	高橋恭平	㊟
監査役	渡部肇史	㊟

(注) 監査役根津嘉澄、高橋恭平及び渡部肇史は、保険業法第53条の5第3項に定める社外監査役であります。

報告事項Ⅲ．相互会社制度運営報告の件

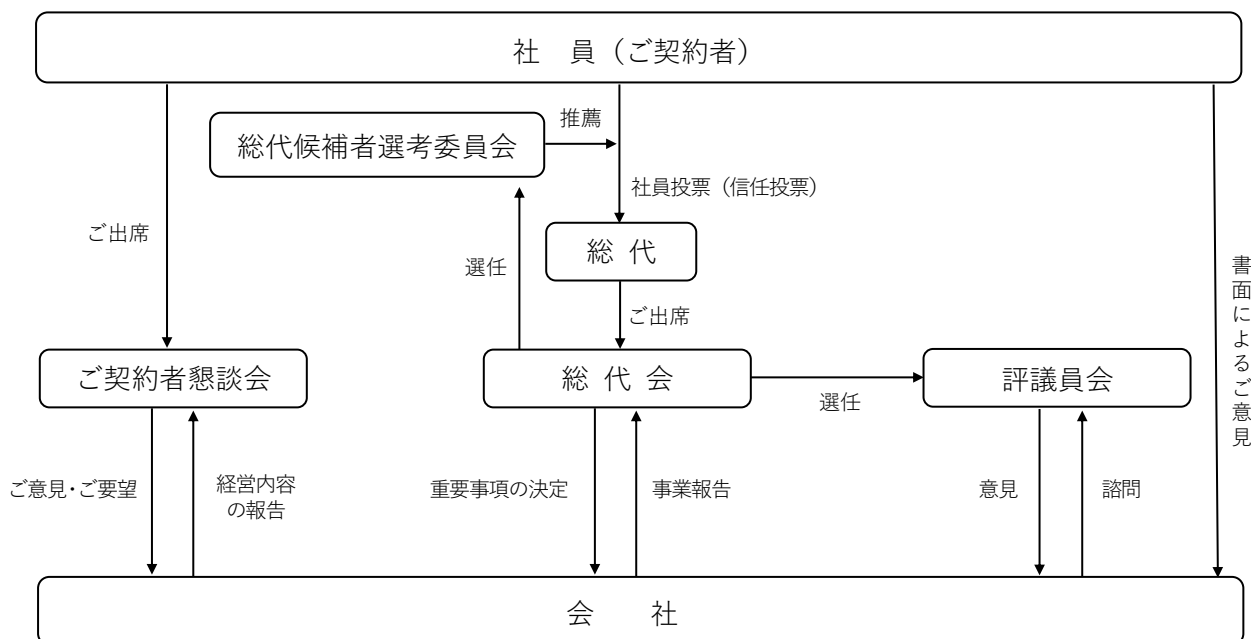
1. 総代会

当社は相互会社であり、ご契約者は原則として社員[※]となります。2026年3月末の社員数は163万7,502名です。

相互会社の最高意思決定機関は、社員総会またはこれに代わるべき総代会です。社員に会社の運営に直接参加していただくためには社員総会を開催しなければなりません。社員数が非常に多く、社員総会の開催は事実上困難なため、社員の中から選出された総代により構成される総代会において、事業活動の報告や剰余金の処分、定款の変更、取締役や監査役の選任などの重要事項を審議・決議しています。

※ 剰余金の分配のない保険契約のみのご契約者は、当社定款の定めにより社員とはなりません。

相互会社の仕組み



2. 総代選出

(1) 総代の定数

当社では定款において総代の定数を120名、任期を4年（重任限度は2期8年）と定めています。当社の社員数は約164万人ですが、総代定数の120名は、幅広い社員のご意思が経営に反映されるよう総代の地域・職業・年齢・性別などの分散を図るうえで十分であるとともに、事業活動の報告や議案の内容を審議・決議するには適正な人数であると考えています。

なお、総代は都道府県ごとにその社員数に応じて選出しますが、原則として各都道府県から最低でも1名を選出することとしています。

(2) 総代の選出方法

当社では、総代の選出にあたって、総代候補者選考委員会が推薦した総代候補者に対して全社員による社員投票（信任投票）を行い確定する方法を採用しています。

総代候補者選考委員会は、その事務局の事務局長を社外の方から選任することなどにより、総代選出プロセスについて会社からの独立性を確保しています。

総代の選考から確定までの具体的な方法は以下のとおりです。

まず、総代会において総代候補者選考委員が選任されます。定員は12名以内です。この総代候補者選考委員で構成された総代候補者選考委員会は、総代候補者選考基準にもとづき、社員のご意思が反映されるよう幅広い社員層から総代候補者を選考し、会社に推薦します。

次に、会社は、推薦を受けた総代候補者に関する公告を行い、個々の候補者に対して社員が社員投票（信任投票）を行います。各候補者は、総代として選出に同意しないとする投票数が社員投票の権利を有する社員の10分の1に達しない場合、総代として確定します。

当社では、総代の立候補制度は採用しておりませんが、以上の方法により、地域・職業・年齢・性別などの分散がはかられた幅広い層から、社員の代表としてふさわしい総代が選出されることが考えられています。

現在の第23期総代は2028年9月7日をもって任期満了となります。第24期総代を選出する社員投票に向け、第104回定時総代会において総代候補者選考委員を選任していただき、その後複数回の総代候補者選考委員会を開催し、総代候補者を選考していく予定です。

第23期総代改選時の総代候補者選考基準は次のとおりです。

総代候補者選考基準（2022年11月17日第1回総代候補者選考委員会承認）

1. 総代候補者の資格基準

- 1) 2022年10月末日時点において、当社の社員（有配当保険に加入のご契約者）であること。
- 2) 他の生命保険会社の総代に就任していないこと。
- 3) 総代としての重任期間が2期を超えないこと。
- 4) 当社の現職役員および従業員でないこと。

2. 総代候補者の適格基準

- 1) 生命保険業および当社経営に対し認識と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること。
- 2) 社員全体の利益の増進を図る観点から、総代会等の場で公正な判断を行うことが可能であること。
- 3) 総代会等への出席等、総代としての十分な活動が期待できること。

3. 総代候補者の構成基準

総代の社員代表機能と経営チェック機能の両面を重視する観点に立ち、幅広い層からの選定を行う。

- 1) 社員代表機能の面から、職業・年齢・性別等の要素を考慮した選定を行い、多様性が十分に確保されるように配慮する。
- 2) 経営チェック機能の面から、以下のとおり多様な視点から事業および経営への提言やチェックを行うことができる人を選定する。
 - ・消費者、生活者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・経営者の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・専門家の視点から提言、チェックを行うことができる人
 - ・地域経済の視点から提言、チェックを行うことができる人
- 3) ご契約者懇談会の出席者から一定数の選定を行う。

4. 総代候補者の地域別定数の割当基準

総代候補者の地域別定数は、社員の地域別分布状況等に応じ、原則として次のとおりとする。ただし、選定過程において、下記割当を変更する場合は、総代候補者選考委員会の承認を得るものとする。

北海道	7名	(6名)
東北	11名	(10名)
関東	44名	(45名)
中部	20名	(20名)
近畿	15名	(14名)
中国	9名	(9名)
四国	4名	(4名)
九州	10名	(10名)

※ () は総代候補者選考基準承認時の総代数

3. 評議員会の開催

当社は、経営の適正を期するための経営諮問機関として、評議員会を設置しています。

評議員会では、当社から諮問を受けた事項及び社員から書面で提出された会社経営に関する事項について審議することとしているほか、経営上の重要事項についてご意見をいただいています。

2025年度の評議員会は以下のとおり開催され、各議題において活発な議論がなされました。

(1) 第149回評議員会（2025年6月16日開催）

- ・2024年度業績状況について
- ・第103回定時総代会の報告事項と決議事項について
- ・2024年度ご契約者懇談会について
- ・お客さまの「声」を経営に活かす取組みについて

(2) 第150回評議員会（休会）

(3) 第151回評議員会（2025年10月20日開催）

- ・第103回定時総代会におけるご意見・ご質問について
- ・THE MUTUAL ACT 2027の進捗報告 ～第1回役員フリーディスカッション～
- ・人事戦略の方向性について ～働きたい会社「業界No.1」に向けて～

(4) 第152回評議員会（2026年3月24日開催）

- ・第104回定時総代会の開催日等について
- ・2025年度ご契約者懇談会の概況について
- ・全社的ストレステスト 富士山大規模噴火時の降灰対策
- ・THE MUTUAL ACT 2027の進捗報告

4. ご契約者懇談会の開催

当社は、ご契約者の皆さまのご意見を直接お伺いして経営に役立てること、また、生命保険や当社の経営内容などをお伝えして当社への理解を深めていただくことを目的として、ご契約者懇談会を1975年度から全国の支社で開催しています。

2025年度のご契約者懇談会は2026年1月20日から2月19日にかけて全62支社で開催し、総代87名を含む1,173名のご契約者にご出席いただきました。

なお、ご契約者懇談会で寄せられたご意見・ご要望などにつきましては、総代会や評議員会で報告するとともに、積極的に会社経営に反映するよう努めております。

決議事項

第1号議案 2025年度剰余金処分案承認の件

当期末処分剰余金 1,551 億 3,743 万 1,431 円、不動産圧縮準備金取崩額 1,942 万 8,166 円及び別途準備金取崩額 7 億 6,708 万 333 円の計 1,559 億 2,393 万 9,930 円のうち、1,321 億 6,583 万 6,550 円を当期の剰余金処分類とし、残額の 237 億 5,810 万 3,380 円を次期繰越剰余金とします。

当期の処分につきましては、社員配当準備金に 696 億 4,794 万 5,025 円を繰り入れ、その他を損失填補準備金、基金利息及び任意積立金に計上します。

任意積立金につきましては、基金の償却に充てるため基金償却準備金を 16 億円、社員配当の安定化を図るため社員配当平衡積立金を 200 億円、職員への還元に充てるため職員還元積立金を 65 億 9,730 万 3,036 円それぞれ積み立てるとともに、「運用と保険、両輪での成長」の基盤を強化することを目的とした成長基盤強化積立金を創設し 339 億 2,098 万 8,489 円を積み立てます。

なお、別途準備金は特定の目的を持たない任意積立金ですが、資本のリバランスの観点から成長基盤強化積立金の創設と合わせて全額取崩しを行います。

2025年度（2025年4月1日から
2026年3月31日まで）剰余金処分案

(単位：円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	155,137,431,431
任 意 積 立 金 取 崩 額	786,508,499
不 動 産 圧 縮 準 備 金 取 崩 額	19,428,166
別 途 準 備 金 取 崩 額	767,080,333
計	155,923,939,930
剰 余 金 処 分 額	132,165,836,550
社 員 配 当 準 備 金	69,647,945,025
差 引 純 剰 余 金	62,517,891,525
損 失 填 補 準 備 金	270,000,000
基 金 利 息	129,600,000
任 意 積 立 金	62,118,291,525
基 金 償 却 準 備 金	1,600,000,000
社 員 配 当 平 衡 積 立 金	20,000,000,000
職 員 還 元 積 立 金	6,597,303,036
成 長 基 盤 強 化 積 立 金	33,920,988,489
次 期 繰 越 剰 余 金	23,758,103,380

(注) 差引純剰余金とは、社員配当準備金を差し引いた後の剰余金をいいます。

第2号議案 社員配当準備金分配の件

1. 2025年度末社員配当準備金723億2,696万9,223円と、2025年度剰余金から繰り入れました696億4,794万5,025円との合計額1,419億7,491万4,248円の中から普通保険約款、特約条項及び契約書に従い社員配当金を分配します。

2. 2026年度の各保険種類の社員配当金は次のとおりです。

(1) 個人保険契約及び個人年金保険契約

① 有配当保険（毎年配当型）契約 [2022年4月以降に発売した保険種類]

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、合計額が負値の場合は0円とします。

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。
予定利率引上げ前の契約に対して、予定利率引上げ後の契約と同じ利回りになるよう調整配当を行います。

b. 死差益配当金

危険保険金に表2の(1)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、一部の商品について、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金（健康配当）

過去1年間に入院一時給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当であり、入院一時給付金及び入院日額に表3の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

d. 就業不能保障に係る配当金

危険保険金及び給付金月額に表4の(1)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

e. 介護保障に係る配当金

被保険者の到達年齢が65歳以上となる契約を対象として、危険保険金に表5の配当率を乗じた金額とします。

f. 重症化予防に係る配当金

危険保険金に表6の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当を新設いたします。

g. 費差益配当金

保険金、入院一時給付金及び入院日額に表7の配当率を乗じた金額に各契約内容に応じた表8の配当金を加えた額とします。
本配当案では、表8に係る配当を新設いたします。

[THE MUTUAL プラス配当]

保険金、年金年額、入院一時給付金及び給付金月額に表9の配当率を乗じた金額とします。

②5年ごと配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当及びTHE MUTUAL プラス配当]と[特別配当]の合計額が負値の場合は、同合計額を0円とします。

[普通配当及びTHE MUTUAL プラス配当]

a, b, c, d, e, fと<THE MUTUAL プラス配当>を合算した金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

<普通配当>

a. 利差益配当金

責任準備金に[表1]の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当率を引上げといたします。
予定利率引上げ前の契約に対して、予定利率引上げ後の契約と同じ利回りになるよう調整配当を行います。

b. 死差益配当金

危険保険金に[表2]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、一部の商品の更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金

入院日額に[表10]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額
なお、過去1年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした医療保険契約に対する配当(健康配当)を含みます。
本配当案では、過去1年間に入院給付金のお支払いがない契約について、この配当率を引上げといたします。

d. 就業不能保障に係る配当金

危険保険金及び給付金月額に[表4]の(1)の配当率を乗じた金額、または危険保険金及び給付金額に[表4]の(2)の配当率を乗じた金額
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

e. 介護保障に係る配当金

被保険者の到達年齢が65歳以上となる契約を対象として、危険保険金に[表5]の配当率を乗じた金額

f. 費差益配当金

保険金及び入院日額に[表7]の配当率を乗じた金額

<THE MUTUAL プラス配当>

保険金、年金年額、入院日額及び給付金月額に[表11]の配当率を乗じた金額

[特別配当]

g. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に[表12]の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

満期を迎える特約組立型総合保険契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表14の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

転換消滅をする特約組立型総合保険契約に対して、年換算保険料に表15の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま転換消滅をする医療保険契約に対して、年換算保険料に表16の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

③5年ごと利差配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、〔普通配当〕と〔特別配当〕の合計額が負値の場合は、同合計額を0円とします。

〔普通配当〕

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額を割り振り、利息を加えた合計額とします。

本配当案では、一部の商品について、この配当率を引上げといたします。予定利率引上げ前の契約に対して、予定利率引上げ後の契約と同じ利回りになるよう調整配当を行います。

〔特別配当〕

b. 5年ごと健康特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、危険保険金に表17の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。

c. 5年ごと医療特別配当金（健康配当）

過去5年間に入院給付金のお支払いがないことを要件とした配当であり、5年ごとの応当日を迎える医療保険契約に対し、入院日額に表18の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

d. 5年ごと就業不能特別配当金

5年ごとの応当日を迎える契約に対して、年金年額及び給付金額に表19の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

e. 毎年の健康特別配当金

契約日が2018年4月1日以前の契約に対して、危険保険金に表20の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。

f. 5年ごと高額加算特別配当金

5年ごとの応当日を迎える、保険金額が3,000万円以上かつ主契約が保険料払込中の契約に対して、保険金に表21の配当率を乗じた金額とします。

b, c, dについては、2026年度中に転換消滅をする契約に対して、直前の5年ごとの応当日（経過5年未満の契約については契約日）から転換消滅時点までの期間（端数月分を含める）に応じた金額をお支払いします。なお、cについては、直前の5年ごとの応当日から転換消滅時点までの期間に入院給付金のお支払いがない場合を対象とします。

〔満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）〕

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、一部の契約について、この配当率を引上げといたします。

〔満期契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）〕

入院給付金のお支払いがないまま満期を迎える医療保険契約に対して、年換算保険料に表14の配当率を乗じた金額とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の転換消滅をする契約に対して、年換算保険料に表15の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、一部の契約について、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（医療保障部分）]

入院給付金のお支払いがないまま転換消滅をする医療保険契約に対して、年換算保険料に表16の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。

④利益配当付保険契約

下記に掲げる各配当金の合計額をお支払いします。ただし、[普通配当]の額が負値の場合は0円とします。

[普通配当]

a. 利差益配当金

責任準備金に表1の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、この配当率を引上げといたします。
予定利率引上げ前の契約に対して、予定利率引上げ後の契約と同じ利回りになるよう調整配当を行います。

b. 死差益配当金

危険保険金に表22の(1)または(2)の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、一部の商品の更新前の契約について、この配当率を引上げといたします。

c. 災害及び疾病関係配当金

特約保険金及び入院日額に表23の配当率を乗じた金額とします。

d. 費差益配当金

保険金に表24の配当率を乗じた金額に表25の配当金を加えた額とします。

[満期契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の満期を迎える契約に対して、年換算保険料に表13の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、一部の契約について、この配当率を引上げといたします。

[転換消滅契約に対する長期継続特別配当（死亡保障部分）]

主契約の契約日が1996年4月2日以降の転換消滅をする契約に対して、年換算保険料に表15の配当率を乗じた金額とします。
本配当案では、一部の契約について、この配当率を引上げといたします。

上記の各配当金のほかに、社員配当金特殊支払特則に基づく買増保険金がある場合はその金額をお支払いします。

(2) 団体保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

① 団体定期保険契約

死差益に表26の被保険団体の人数及び加入率に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

② 総合福祉団体定期保険契約

死差益に表26の被保険団体の人数及び支払率に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

③ 団体定期保険年金払特約及び総合福祉団体定期保険年金払特約

責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額とします。

④ 団体信用生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

a. 主契約の死差益に表26の被保険団体の死亡・高度障害部分における人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

b. 次に掲げる特約等の各死差益に、それぞれ表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額の合計

団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険がん保障特約、団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約、団体信用生命保険身体障害保障特約及び団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則の特則条項に定める3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約

ただし、aまたはbの特約等のいずれかで死差損が生じた場合には、死差益が生じた保険種類の死差益から、死差損が生じた保険種類の死差損を減じた額に、死差益が生じた保険種類の死差益配当率を乗じた額とします。

⑤ 消費者信用団体生命保険契約及び事業継続支援団体生命保険契約

死差益に表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

⑥ 団体信用就業不能保障保険契約

死差益に表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。

⑦ 団体終身保険契約

次のa, bの合計額とします。

a. 経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額

b. 死差益に表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

ただし、bについては個人扱の場合、個人保険契約及び個人年金保険契約の利益配当付保険契約の死差益配当金に準じて算出します。

⑧ 心身障害者扶養者生命保険契約

次のa, bの合計額とします。

a. 経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額

b. 死差益に表26の死差益配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

本配当案では、③、⑦及び⑧の利差益配当率を引上げといたします。

(3) 団体年金保険契約

下記のとおりお支払いします。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

- ① 確定給付企業年金保険契約、厚生年金基金保険(H14)契約、
厚生年金基金保険契約及び国民年金基金保険契約

経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額とします。

- ② 新企業年金保険(H14)契約、新企業年金保険契約、企業年金保険契約
及び拠出型企業年金保険(H14)契約

次のa, bの合計額とします。ただし、それぞれの結果が負値の場合は0円とします。

- a. 経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額
b. 遺族年金特約の死差益に表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額

- ③ 団体生存保険契約及び新団体生存保険契約

次のa, bの合計額とします。

- a. 経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額
b. 死差益に表26の死差益配当率を乗じた金額、死差損の場合は死差損の金額

- ④ 有期利率保証型確定拠出年金保険契約

0円とします。

本配当案では、①、②及び③の利差益配当率を引上げといたします。

(4) 財形保険契約及び財形年金保険契約

[勤労者財産形成貯蓄積立保険契約、財形住宅貯蓄積立保険契約、勤労者
財産形成給付金保険契約、財形年金保険契約及び財形年金積立保険契約]

経過責任準備金に表27の利差益配当率を乗じた金額とします。ただし、
結果が負値の場合は0円とします。

本配当案では、この配当率を引上げといたします。

(5) その他の保険契約

[医療保障保険(団体型)契約及び団体就業不能保障保険契約]

死差益に表26の被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額と
します。ただし、結果が負値の場合は0円とします。

[新団体医療保険契約]

死差益に表26の「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定の有無及び
被保険団体の人数に応じた死差益配当率を乗じた金額とします。ただし、
結果が負値の場合は0円とします。

表1 利差益配当率 (一部引上げ)

対象契約	配当率
予定利率0.40% (注1)	2.40%と予定利率との差
予定利率1.15% (注2)	
上記以外	

(注1) 保険料払込免除特約<保険料相当額給付金付>の保険料払込免除後契約及び養老保険(保険期間10年未満)の配当率は0.00%

(注2) 養老保険(保険期間10年未満)の配当率は0.00%

表2 死差益配当率 (一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逡減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

[配当回数3回目未満] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	240円	260円	480円	1,130円	2,620円	6,220円
女	100円	150円	350円	780円	1,420円	2,920円

[配当回数3回目以上] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	120円	130円	240円	560円	1,310円	3,110円
女	50円	70円	170円	390円	710円	1,460円

(2) 更新後の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逡減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約

(危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	120円	120円	220円	560円	1,270円	3,380円
女	40円	70円	140円	330円	570円	1,400円

表3 災害及び疾病関係配当率（健康配当）
（災害及び疾病部分の配当率の合計）

（引上げ）

医療保険(有配当/2022)の場合

(1) 過去1年間に入院一時給付金の支払いがない契約

入院一時給付金部分 (入院一時給付金10万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	878円	935円	1,136円	1,946円	3,750円	6,813円
女	1,049円	2,030円	1,555円	1,665円	2,541円	4,423円

長期入院給付金部分 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	24円	35円	57円	141円	353円	603円
女	25円	52円	53円	79円	161円	369円

(2) 過去1年間に入院一時給付金の支払いがある契約

入院一時給付金部分 (入院一時給付金10万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

長期入院給付金部分 (入院日額1,000円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

終身医療保険(有配当/2022)の場合

(1) 過去1年間に入院一時給付金の支払いがない契約

(入院一時給付金10万円につき)

性別	配当率<例示>		
	到達年齢		
	50歳	60歳	70歳
男	1,914円	3,682円	6,661円
女	1,639円	2,499円	4,343円

(2) 過去1年間に入院一時給付金の支払いがある契約

(入院一時給付金10万円につき)

性別	配当率<例示>		
	到達年齢		
	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円

表4 就業不能保障に係る配当率

(引上げ)

(1) 契約日が2020年4月2日以降の契約

就業不能年金部分

(危険保険金1万円につき)

性別	配当率<例示>				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	0.2円	0.4円	0.5円	1.3円	3.4円
女	0.2円	0.2円	0.4円	1.3円	3.1円

就業不能給付金部分

(給付金月額1万円につき)

性別	配当率<例示>				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	79.4円	116.1円	169.1円	303.7円	658.4円
女	70.6円	95.2円	133.7円	249.1円	504.3円

(2) 契約日が2020年4月1日以前の契約

就業不能年金部分

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率<例示>				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	9円	17円	35円	73円	186円
女	10円	17円	30円	49円	98円

特定疾患就業不能給付金部分

(給付金額10万円につき)

性別	配当率<例示>				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	58円	95円	120円	132円	136円
女	86円	120円	127円	127円	127円

表5 介護保障に係る配当率

特約組立型総合保険に付加された介護保障特約<有期型> (2022) 及び
介護保障特約<終身型> (2022) の場合

軽度介護給付金部分 (危険保険金10万円につき)

性別	配当率<例示>			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	7円	16円	35円	68円
女	4円	11円	28円	62円

介護保険金部分 (危険保険金10万円につき)

性別	配当率<例示>			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	24円	51円	108円	209円
女	11円	28円	68円	150円

特約組立型総合保険に付加された介護収入保障特約 (2012)、介護保障
特約<有期型> (2012) 及び介護保障特約<終身型> (2012) の場合

(危険保険金10万円につき)

性別	配当率<例示>			
	到達年齢			
	65歳	70歳	75歳	80歳
男	67円	67円	87円	187円
女	22円	39円	95円	229円

表6 重症化予防に係る配当率

(新設)

生活習慣病重症化予防特約(2022) (危険保険金5万円につき)

性別	配当率<例示>		
	到達年齢		
	20歳	30歳	40歳
男	67.0円	162.5円	286.0円
女	68.0円	148.5円	194.5円

女性疾病重症化予防特約(2022) (危険保険金5万円につき)

性別	配当率<例示>		
	到達年齢		
	20歳	30歳	40歳
女	77.5円	189.5円	258.5円

表7 費差益配当率 (保険金100万円につき)

保険種類		配当率
2009年4月2日以降の契約	特約組立型総合保険、 医療保険、終身医療保険、 介護保障定期保険、学資保険、 一時払終身保険（告知不要型）	0円

医療保険及び終身医療保険については入院一時給付金10万円及び入院日額1,000円に対する率。

表8 費差益配当金 (新設)

2026年度の高額割引制度改定にともない、契約日が2026年4月1日以前の特約組立型総合保険契約のうち、契約応当日に適用されている保険料の割引額が本改定を反映した割引額を下回る契約に対して、割引額の差額分を配当としてお支払いします。

契約内容<例示>		配当金
定期保険特約(2022)	死亡保険金 2,000万円	480円
介護保障特約<有期型>(2022)	介護保険金 300万円	
就業不能保障特約(2022)	就業不能給付金月額 10万円	
が付加された特約組立型総合保険		
定期保険特約(2022)	死亡保険金 500万円	2,160円
生活障害保障特約(2022)	生活障害保険金 300万円	
就業不能保障特約(2022)	就業不能給付金月額 15万円	
が付加された特約組立型総合保険		

表9 THE MUTUAL プラス配当率

保険種類		配当率
医療保険（有配当/2022） 終身医療保険（有配当/2022）	入院一時給付金額 10万円につき	320円
定期保険特約（2022） 終身保険特約（2022） 生存給付金付定期保険特約（2022）	保険金額 100万円につき	30円
収入保障特約<逓減型>（2022）	年金年額10万円につき	60円
就業不能保障特約(2022)	給付金月額1万円につき	40円

表10 災害及び疾病関係配当率（災害及び疾病部分の配当率の合計）
（一部引上げ）

医療保険(09)及び終身医療保険(09)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	348円	389円	533円	931円	1,952円	3,803円
女	396円	636円	520円	686円	1,259円	2,573円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	136円	152円	208円	364円	763円	1,486円
女	155円	248円	203円	268円	492円	1,005円

医療保険(16)[入院見舞給付特則あり]の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	194円	212円	291円	524円	1,131円	2,136円
女	202円	383円	308円	398円	711円	1,387円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

医療保険(16)[入院見舞給付特則なし]及び終身医療保険(16)の場合

(1) 過去1年間に入院給付金の支払いがない契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	112円	128円	185円	342円	766円	1,482円
女	109円	213円	182円	251円	474円	972円

(2) 過去1年間に入院給付金の支払いがある契約（入院日額1,000円につき）

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	3円	3円	5円	9円	19円	37円
女	3円	5円	5円	6円	12円	24円

上記の過去1年間に入院給付金の支払いがない契約に対する配当率には、健康配当を含みます。

表11 THE MUTUAL プラス配当率

保険種類		配当率	
		更新前の契約	更新後の契約
医療保険(09) 終身医療保険(09) 医療保険(16) 終身医療保険(16)	入院日額 1,000円につき	80円	160円
介護保障定期保険 定期保険特約 終身保険特約 生存給付金付定期保険特約	保険金額 100万円につき	30円	30円
収入保障特約 就業不能保障特約(2012)	年金年額 10万円につき	30円	30円
収入保障特約<逡減型>	年金年額 10万円につき	60円	60円
就業不能保障特約(2020)	給付金月額 1万円につき	40円	40円

表12 毎年の健康特別配当率

契約日が2018年4月1日以前の特約組立型総合保険に付加された終身保険特約、定期保険特約、収入保障特約、収入保障特約<逡減型>及び生存給付金付定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	220円	170円	300円	920円	1,940円	7,000円
女	50円	120円	100円	210円	370円	2,050円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

表13 満期契約に対する長期継続特別配当率（死亡保障部分）（一部引上げ）

契約年度	配当率
2016年度	60%
2015年度	66%
）	）
2011年度	90%
）	）
2006年度	120%
）	）
2000年度	156%
1999年度	165%
1998年度	175%
1997年度	185%
1996年度	195%

上記は、定期保険、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、収入保障特約＜通減型＞、通減定期保険特約及び教育資金保障特約の年換算保険料に対する配当率であり、2000年度以降2016年度以前の契約の配当率は経過年数に6%を乗じた率とします。なお、保険料払込免除後契約は対象外とします。

表14 満期契約に対する長期継続特別配当率（医療保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率
2016年度	60%
2015年度	66%
）	）
2011年度	90%
）	）
2006年度	120%
）	）
1997年度	174%

上記は医療保障部分の年換算保険料に対する配当率であり、経過年数に6%を乗じた率とします。なお、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とします。

表15 転換消滅契約に対する長期継続特別配当率（死亡保障部分）（一部引上げ）

契約年度	配当率	
	契約応当日前の 転換消滅	契約応当日以後の 転換消滅
2021年度	0%	30%
2020年度	30%	36%
2019年度	36%	42%
2018年度	42%	48%
2017年度	48%	54%
2016年度	54%	60%
2015年度	60%	66%
）	）	）
1996年度	185%	195%

上記は、定期保険特約（妻型を含む）、収入保障特約、収入保障特約＜通減型＞、通減定期保険特約及び教育資金保障特約の年換算保険料に対する配当率であり、契約応当日以後については、2017年度以降2021年度以前を経過年数に6%を乗じた率とし、その他の年度は表13と同じとします。契約応当日前については、契約年度を1年進めた契約応当日以後の配当率と同じとします。なお、保険料払込免除後契約は対象外とします。また、契約年度は転換前契約の契約年度とします。

表16 転換消滅契約に対する長期継続特別配当率（医療保障部分）（引上げ）

契約年度	配当率	
	契約応当日前の 転換消滅	契約応当日以後の 転換消滅
2021年度	0%	30%
2020年度	30%	36%
2019年度	36%	42%
2018年度	42%	48%
2017年度	48%	54%
2016年度	54%	60%
2015年度	60%	66%
）	）	）
1997年度	168%	174%

上記は医療保障部分の年換算保険料に対する配当率であり、契約応当日以後については、2017年度以降2021年度以前を経過年数に6%を乗じた率とし、その他の年度は表14と同じとします。契約応当日前については、契約年度を1年進めた契約応当日以後の配当率と同じとします。なお、終身型の医療保険及び保険料払込免除後契約は対象外とします。また、契約年度は転換前契約の契約年度とします。

表17 5年ごと健康特別配当率

(一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の新医療保険、収入保障特約
及び定期保険特約の場合

(1) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	23.60円	26.00円	47.60円	112.80円	262.00円	621.60円
女	9.60円	14.80円	34.80円	78.40円	142.00円	292.40円

契約日が2007年4月2日以降の養老保険、
契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、
収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	198.45円	200.90円	365.05円	916.30円	2,080.05円	5,522.30円
女	71.05円	120.05円	235.20円	531.65円	933.45円	2,293.20円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	32.40円	32.80円	59.60円	149.60円	339.60円	901.60円
女	11.60円	19.60円	38.40円	86.80円	152.40円	374.40円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の養老保険、終身保険、
医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	214.50円	156.00円	292.50円	719.55円	1,948.05円	4,775.55円
女	60.45円	85.80円	195.00円	438.75円	887.25円	2,273.70円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	44.00円	32.00円	60.00円	147.60円	399.60円	979.60円
女	12.40円	17.60円	40.00円	90.00円	182.00円	466.40円

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とします。

表18 5年ごと医療特別配当率（健康配当）

（引上げ）

契約日が2007年4月2日以降の新医療保険（120日型）
及び終身医療保険（120日型）の場合

（入院日額1,000円につき）

性別	疾病部分の配当率＜例示＞					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	123.62円	166.87円	257.48円	473.76円	993.43円	1,949.76円
女	177.12円	331.69円	246.00円	363.06円	649.65円	1,253.78円

災害部分の配当率は年齢によらず入院日額1,000円につき男性は110.09円、
女性は75.44円。

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とします。

表19 5年ごと就業不能特別配当率

（引上げ）

就業不能年金部分

（年金年額100万円につき）

性別	配当率＜例示＞				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	92.25円	170.50円	354.50円	729.75円	1,855.50円
女	98.50円	165.50円	300.25円	488.25円	978.50円

特定疾患就業不能給付金部分

（給付金額10万円につき）

性別	配当率＜例示＞				
	到達年齢				
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳
男	58円	95円	120円	132円	136円
女	86円	120円	127円	127円	127円

なお、本配当について、保険料払込免除後契約は対象外とします。

表20 毎年の健康特別配当率

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の終身保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	140円	90円	150円	560円	1,130円	4,850円
女	20円	70円	0円	0円	0円	1,160円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	0円	0円	0円	0円	0円	0円
女	0円	0円	0円	0円	0円	0円

契約日が1996年10月2日以降 2007年4月1日以前の終身保険、医療保険、新医療保険、収入保障特約及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	480円	110円	290円	820円	3,290円	8,590円
女	50円	70円	100円	240円	910円	4,220円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	290円	0円	70円	130円	1,830円	3,020円
女	20円	0円	70円	160円	880円	2,790円

表21 5年ごと高額加算特別配当率 (保険金100万円につき)

契約日	配当率
1999年4月1日以前	100円
1999年4月2日以降	0円

表22 死差益配当率

(一部引上げ)

契約日が2018年4月2日以降の転換契約を除く定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	20円	30円	50円	120円	270円	650円
女	10円	20円	40円	80円	150円	310円

契約日が2007年4月2日以降 2018年4月1日以前の転換契約を除く定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 [配当回数10回目以上] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	370円	320円	540円	1,420円	3,140円	10,260円
女	110円	210円	260円	550円	760円	3,380円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	30円	30円	60円	150円	350円	920円
女	10円	20円	40円	90円	160円	390円

契約日が1996年4月2日以降 2007年4月1日以前の転換契約を除く終身保険、医療保険、定期保険、生存給付金付定期保険及び定期保険特約の場合

(1) 更新前の契約 [配当回数10回目以上] (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	670円	290円	610円	1,510円	4,850円	12,420円
女	130円	160円	330円	710円	1,760円	5,580円

(2) 更新後の契約 (危険保険金100万円につき)

性別	配当率<例示>					
	到達年齢					
	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
男	350円	150円	150円	150円	1,580円	4,130円
女	40円	60円	140円	350円	1,090円	3,360円

表23 災害及び疾病関係配当率 (入院日額1,000円につき)

保険種類	配当率<例示>
災害関係特約	50～1,650円
災害入院特約	10～330円
疾病入院特約	30～530円
成人病特約 (1987年4月2日以降の契約)	50円

災害関係特約については特約保険金100万円に対する率。

表24 費差益配当率 (保険金100万円につき)

保険種類	配当率<例示>	
1999年4月2日以降の契約	養老保険、終身保険	250円
	個人年金保険	125円
	定期保険、定期保険特約	100円

表25 費差益配当の高額加算配当率

主契約の保険金額が1,000万円未満の定期付養老保険及び定期付終身保険の場合

(保険金100万円につき)

配当回数	保険契約ごとの合計保険金額	配当率<例示>
4回目から9回目	2,000万円超 3,000万円以下の部分	50円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	150円
	5,000万円超の部分	300円
10回目以上	2,000万円超 3,000万円以下の部分	300円
	3,000万円超 5,000万円以下の部分	450円
	5,000万円超の部分	600円

契約日から5年ごとの応当日を迎える契約で合計保険金額のうち2,000万円を超過する部分については保険金100万円につき300円を加算。

表26 団体保険、団体年金保険及びその他の保険の死差益配当率

保険種類		配当率	
団体保険	団体定期保険	6%～97%	
	総合福祉団体定期保険	14.0%～98.7%	
	団体信用生命保険	10%～97%	
	団体信用生命保険3大疾病保障特約	7%～85%	
	団体信用生命保険がん保障特約	7%～85%	
	団体信用生命保険高度障害保険金不担保特約	10%～97%	
	団体信用生命保険身体障害保障特約	10%～97%	
	団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則	7%～85%	
	消費者信用団体生命保険	10%～97%	
	事業継続支援団体生命保険	10%～97%	
	団体信用就業不能保障保険	16%～52%	
	団体終身保険	25%～95%	
	心身障害者扶養者生命保険	95%	
団体年金保険	遺族年金特約	50%～95%	
	団体生存保険、新団体生存保険	95%	
その他の保険	医療保障保険（団体型）	25%～70%	
	新団体医療保険	「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定がある場合 〔健康経営配当として上乘せする配当率は3%～8%〕	33%～73%
		「健康経営優良法人(大規模法人部門)」の認定がない場合	25%～70%
	団体就業不能保障保険	10%～30%	

表27 団体保険、団体年金保険、財形保険及び財形年金保険の利差益配当率
(引上げ)

保険種類		配当率
団体保険	団体定期保険年金払特約	2.40%と予定利率との差
	総合福祉団体定期保険年金払特約	
	団体終身保険	
	心身障害者扶養者生命保険	
団体年金保険	確定給付企業年金保険 新企業年金保険（H14） 厚生年金基金保険（H14）	2.40%と予定利率との差
	拠出型企業年金保険（H14）	2.00%と予定利率との差
	新企業年金保険、企業年金保険 厚生年金基金保険、国民年金基金保険 団体生存保険、新団体生存保険	1.70%と予定利率との差
財形保険 財形年金保険	勤労者財産形成貯蓄積立保険 財形住宅貯蓄積立保険 勤労者財産形成給付金保険 財形年金保険、財形年金積立保険	2.40%と予定利率との差

第3号議案 総代候補者選考委員11名選任の件

現在の第23期総代は2028年9月7日をもって任期満了となります。第24期総代候補者の選考にあたり、定款第22条により総代候補者選考委員11名の選任をお願いするものであります。選考基準にもとづく総代候補者選考委員の候補者は次のとおりであります。

【総代候補者選考委員選考基準】

- ・総代候補者選考委員たるにふさわしい人格と識見を有する者
- ・生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をもつ者
- ・公平・公正な観点から選考を行える者
- ・総代候補者選考委員会に出席可能な者
- ・当社の総代または役員もしくは従業員ではない者

総代候補者選考委員の候補者

(敬称略・五十音順)

氏名 (生年月日)	主たる職業及び候補者とした理由	区分
うちやま としひろ 内山 俊弘 (1958年11月28日)	日本精工株式会社 相談役	重任
	日本精工株式会社の社長、会長を歴任し、現在は相談役を務めており、経営面において高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	
おおいし ひでお 大石 英生 (1962年3月25日)	株式会社J E R A 監査役	重任
	株式会社J E R Aの監査役として、経営者から独立した立場で職務を担っており、金融業界にも携わってきた経験から生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	
おかだ ひろみ 岡田 洋美 (1966年10月4日)	株式会社東京ドーム 常務執行役員	新任
	株式会社東京ドームの常務執行役員を務めており、エンターテインメント業界に対する高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	
きの あやこ 木野 綾子 (1971年9月6日)	弁護士	重任
	裁判官の経歴を有し、弁護士登録後は幅広い業界の労働紛争の解決・予防法務に携わっており、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	
くろだ はるひこ 黒田 治彦 (1953年2月18日)	税理士	新任
	国税調査官、税務署長の経歴を有し、税理士登録後は税理士業務以外にも租税調査研究会で主任研究員を務めており、公平・公正な観点から選考を行える方であること	
しらかわ かな 白川 香名 (1966年7月2日)	株式会社大和証券ビジネスセンター 代表取締役社長	重任
	株式会社大和証券グループ本社の専務執行役を経て、現在は株式会社大和証券ビジネスセンターの代表取締役社長を務めており、経営面における高度な識見に加え、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	

氏名 (生年月日)	主たる職業及び候補者とした理由	区分
じんの よしのり 神野 善則 (1972年2月9日)	信金中央金庫 常務理事 非営利・相互扶助を基本理念とし、相互会社である当社と親和性のある信金中央金庫の常務理事を務めており、金融業界に対する高度な識見に加え、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	新任
ちぢまつ あいこ 千々松 愛子 (1970年7月29日)	鎌倉女子大学 准教授 保険法、保険教育を研究分野とされ、日本保険学会の会員でもあり、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	重任
はら あきら 原 章 (1964年6月11日)	順天堂大学医学部 先任准教授 順天堂大学医学部附属越谷病院整形外科の医師として臨床に携わっており、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	新任
はらだ ふみよ 原田 文代 (1968年11月3日)	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 株式会社日本政策投資銀行の常務執行役員を務めており、金融業界に対する高度な識見に加え、生命保険事業及び相互会社運営に深い関心と理解をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	新任
ふるや たけひこ 古屋 毅彦 (1973年8月17日)	株式会社松屋 代表取締役社長 株式会社松屋の代表取締役社長を務めており、経営面における高度な識見をお持ちであるとともに、公平・公正な観点から選考を行える方であること	新任

(注) 主たる職業は2026年5月1日現在

第4号議案 評議員1名選任の件

当社は、経営の適正を期するために評議員会を設置し、現在9名の評議員から経営上の重要事項についてご意見をいただいています。評議員会における審議の一層の充実を図るため、評議員を1名増員したく、定款第23条によりその選任をお願いするものであります。

候補者の選考にあたっては、会社経営について幅広い識見をお持ちであること、評議員会に出席し積極的に発言していただけることなどを考慮しています。

評議員の候補者

(敬称略)

氏名 (生年月日)	主たる職業及び候補者とした理由	区分
いずみ やすお 泉 恭雄 (1970年1月13日)	株式会社大広 代表取締役社長	新任
	株式会社大広の代表取締役社長を務めており、会社経営について幅広い識見をお持ちであるとともに、評議員会に出席し積極的に発言していただける方であること	

(注) 主たる職業は2026年5月1日現在

(参考) 現在の評議員9名

(敬称略・五十音順)

氏名	主たる職業
いずみや なおき 泉 谷 直 木	アサヒグループホールディングス株式会社 特別顧問
いのうえ かずゆき 井 上 和 幸	清水建設株式会社 代表取締役会長
きたむら まさよし 北 村 雅 良	電源開発株式会社 顧問
こばやし てつや 小 林 哲 也	元 株式会社帝国ホテル代表取締役会長 株式会社トーモク 社外取締役
なかばやし まりこ 中 林 真理子	明治大学 商学部教授
にしなり かつひろ 西 成 活 裕	東京大学 大学院工学系研究科教授
はなざき まさはる 花 崎 正 晴	埼玉学園大学 経済経営学部長・教授
ひさつか ともあき 久 塚 智 明	株式会社F B Tプランニング 代表取締役 高知大学 客員教授
まえの たかし 前 野 隆 司	武蔵野大学 ウェルビーイング学部長・教授 慶應義塾大学 名誉教授

(注) 主たる職業は2026年5月1日現在

第5号議案 取締役12名選任の件

今回の定時総代会の終結の時をもって、現任取締役全員(12名)が任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
 <p>よね やま よし てる 米山好映 (1950年 6月23日)</p>	<p>1974年 4月 当社入社 1998年 4月 総合企画室長 2002年 7月 取締役 総合企画室長委嘱 2005年 7月 常務取締役 2009年 4月 取締役常務執行役員 2010年 7月 代表取締役社長社長執行役員 2011年 3月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長委嘱 2025年 4月 取締役会長(現任)</p> <p>(重要な兼職) 富士急行株式会社 取締役 株式会社帝国ホテル 取締役</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>米山好映氏は、これまで企画部門の長を務め、2002年に取締役に就任し、2010年からは代表取締役社長として、当社の価値観である「お客さま基点」に基づき、経営ビジョンである「お客さま満足度No.1の生保会社となる」の実現に取り組んでまいりました。2025年4月に取締役会長に就任し、取締役会議長としてガバナンス機能、監督機能の強化に努めております。</p> <p>同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識と十分な業務経験を有すること及び、企業経営者としての豊富な経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
 <p>わた べ たけ ひこ 渡部毅彦 (1962年 4月29日)</p>	<p>1986年 4月 当社入社 2009年 6月 財務企画部長 2016年 4月 執行役員 財務企画部長委嘱 2016年 7月 取締役執行役員 財務企画部長委嘱 2019年 4月 取締役執行役員 2020年 4月 取締役常務執行役員 2024年 4月 取締役専務執行役員 中期経営計画担当委嘱 2025年 4月 代表取締役社長社長執行役員 人材開発本部長、中期経営計画担当委嘱(現任)</p> <p>(当社における担当) 人材開発本部、総合企画室</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>渡部毅彦氏は入社以来、資産運用業務に携わり、2009年より財務企画部門の長を務めました。2016年の取締役就任後も担当取締役として2018年に改定された「リスク・テイク・ステイトメント」に則り、資産運用収益の拡大を主導してまいりました。また2024年、中期経営計画担当に就任し、現中期経営計画『THE MUTUAL ACT 2027』の立案を指揮し、2025年4月の代表取締役社長就任後、その推進に注力しております。</p> <p>同氏がこれらの生命保険業に関する高度な知識、十分な業務経験及び知見を有することを総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
 <p>はやし とし かつ 林 俊 勝</p> <p>(1958年11月5日)</p>	<p>1981年 4月 当社入社 2004年 7月 融資部長 2009年 4月 経理部長 2012年 4月 執行役員 総合企画室長委嘱 2012年 7月 取締役執行役員 総合企画室長委嘱 2014年 4月 取締役執行役員 2016年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役専務執行役員 2024年 4月 取締役副社長執行役員 お客さまサービス本部長委嘱 (現任)</p> <p>(当社における担当) 千葉ニュータウン管理室、法人サービス部、お客さまサービス部、契約医務部、保険金部、契約管理部、事務企画部、情報システム部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>林俊勝氏は、これまで融資部門、経理部門、総合企画部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
 <p>すな もと なお き 砂 本 直 樹</p> <p>(1965年2月12日)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2011年 4月 主計部長 2017年 4月 保険計理人兼リスク管理統括部長 2018年 4月 執行役員 保険計理人兼リスク管理統括部長委嘱 2020年 3月 執行役員 リスク管理統括部長委嘱 2020年 7月 取締役執行役員 リスク管理統括部長委嘱 2024年 4月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) リスク管理統括部、財務審査室、有価証券管理室、経理部、主計部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>砂本直樹氏は、これまで主計部門、リスク管理統括部門の長及び保険計理人を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
 <p>やま だ いち ろう 山 田 一 郎</p> <p>(1961年5月11日)</p>	<p>1984年 4月 当社入社 2010年 4月 株式部長 2017年 4月 執行役員 株式部長委嘱 2018年 4月 執行役員 有価証券部長委嘱 2022年 4月 常務執行役員 総合営業推進部長委嘱 2024年 4月 常務執行役員 2024年 7月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) 有価証券部、金融商品部、特別勘定運用室、財務企画部、不動産部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>山田一郎氏は、これまで有価証券部門、法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
 <p>こん どう たけし 近藤 健 (1964年 7月27日)</p>	<p>1987年 4月 当社入社 2009年 2月 池袋支社長 2011年 3月 人材開発本部部長 2014年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2017年 4月 執行役員 人事部長委嘱 2021年 4月 執行役員 業務部長委嘱 2022年 7月 取締役執行役員 業務部長委嘱 2023年 4月 取締役執行役員 2026年 4月 取締役常務執行役員 (現任)</p> <p>(当社における担当) 秘書室、総務部、人事部、関連事業部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>近藤健氏は、これまで支社長、人事部門、個人保険営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p>【社外取締役候補者】</p>  <p>さ どう ひろし 佐藤 広 (1950年10月22日)</p>	<p>1975年 4月 東京都入庁 2004年 7月 同 人事委員会事務局長 2006年 7月 同 産業労働局長 2009年 6月 同 副知事 (2012年6月まで) 2012年 9月 東京信用保証協会理事長 (2014年9月まで) 2014年 3月 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会常務理事 2014年 9月 同 副事務総長 (2022年6月まで) 2022年 7月 当社取締役 (現任) 2022年 9月 東京都国民健康保険団体連合会 理事長 (現任)</p> <p>(重要な兼職) 東京都国民健康保険団体連合会 理事長</p>
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>佐藤広氏は社外取締役候補者です。</p> <p>同氏は、長年にわたる東京都政の経歴の中で、副知事をはじめ要職を歴任し、その後、東京信用保証協会理事長に就任する等、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2022年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。</p> <p>独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p>なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
<p data-bbox="165 210 400 241">【社外取締役候補者】</p>  <p data-bbox="233 456 421 501">こまき あや 小巻 亜矢</p> <p data-bbox="217 528 437 560">(1959年 8月16日)</p>	<p data-bbox="507 197 1331 380">1983年 4月 株式会社サンリオ入社 2014年 6月 株式会社サンリオエンターテイメント顧問 2015年 6月 同社取締役 2016年 7月 同社取締役 サンリオピューロランド館長 2019年 6月 同社代表取締役社長 サンリオピューロランド館長 (現任) 2023年 7月 当社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="507 448 1331 568">(重要な兼職) 株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役社長 サンリオピューロランド館長 松竹株式会社 取締役</p>
<p data-bbox="165 577 783 609">【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="177 618 603 649">小巻亜矢氏は社外取締役候補者です。</p> <p data-bbox="150 658 1394 815">同氏は、株式会社サンリオエンターテイメントの代表取締役社長に就任されており、エンターテイメント企業の経営を通じ、お客さま満足度の向上に努めてこられた豊富な経験と幅広い見識を有しております。2023年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。</p> <p data-bbox="150 824 1394 900">独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p data-bbox="150 909 1394 985">なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	
<p data-bbox="165 1008 400 1039">【社外取締役候補者】</p>  <p data-bbox="242 1285 421 1330">わた なべ はじめ 渡 辺 一</p> <p data-bbox="207 1357 437 1388">(1958年10月31日)</p>	<p data-bbox="507 994 1262 1182">1981年 4月 日本開発銀行 (現株式会社日本政策投資銀行) 入行 2011年 6月 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 2015年 6月 同行代表取締役副社長 2018年 6月 同行代表取締役社長 (2022年6月まで) 2023年 4月 株式会社日本経済研究所代表取締役会長 (現任) 2024年 7月 当社取締役 (現任)</p> <p data-bbox="507 1245 1023 1402">(重要な兼職) 株式会社日本経済研究所 代表取締役会長 日本貨物鉄道株式会社 監査役 三井住友トラストグループ株式会社 取締役 東急株式会社 監査役</p>
<p data-bbox="165 1411 783 1442">【取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p data-bbox="177 1451 580 1482">渡辺一氏は社外取締役候補者です。</p> <p data-bbox="150 1491 1394 1648">同氏は、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長などを歴任し、現在は株式会社日本経済研究所の代表取締役会長に就任されるなど、企業経営及び政策金融に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年に当社の社外取締役に就任以降、その専門的な知見・経験等を当社の取締役会審議の充実に反映していただいております。</p> <p data-bbox="150 1657 1394 1733">独立した立場から、当社の経営の監督や助言を的確、公正かつ効率的に行っていただけるものと期待できることから、引き続き、当社の社外取締役として適任であると判断いたしました。</p> <p data-bbox="150 1742 1394 1818">なお、同氏は当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の「独立性基準」を満たしております。</p>	

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職
 <p>よし だ ゆう じ 吉 田 勇 治 (1966年 2月25日)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2014年 4月 契約管理部長 2016年 4月 営業管理部長 2020年 4月 総務部長 2021年 4月 執行役員 総務部長委嘱 2023年 4月 執行役員 2023年 7月 取締役執行役員（現任）</p> <p>(当社における担当) コンプライアンス統括部、監査部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉田勇治氏は、これまで契約管理部門、営業管理部門、総務部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
 <p>や ざき ひと し 矢 崎 斉 (1966年 6月 9日)</p>	<p>1989年 4月 当社入社 2014年 4月 人材開発本部部长 2017年 4月 フコクしんらい生命保険株式会社 総合企画部部长 2018年 4月 同社 窓販営業推進部長 2019年 4月 同社 執行役員窓販営業推進部長 2021年 4月 当社 総合営業推進部部长 2023年 4月 執行役員 総合営業推進部部长委嘱 2024年 4月 執行役員 法人営業部長委嘱 2025年 4月 執行役員 2025年 7月 取締役執行役員（現任）</p> <p>(当社における担当) 市場開発部、しんきん部、法人営業部、年金コンサルティング部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>矢崎斉氏は、これまで法人営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。また、現在、取締役として当社の経営に参画しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、引き続き、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	
<p>【新任】</p>  <p>よし おか けん いち 吉 岡 謙 一 (1965年 4月 4日)</p>	<p>1988年 4月 当社入社 2006年 4月 東京湾岸支社長 2009年 2月 八王子支社長 2012年 4月 広島支社長兼中四国ブロック長 2015年 4月 業務部部长 2017年 4月 富山支社長兼北陸ブロック長 2020年 4月 大阪北支社長兼近畿ブロック長 2021年 4月 執行役員 大阪北支社長兼近畿ブロック長委嘱 2023年 4月 執行役員 業務部部长委嘱 2026年 4月 執行役員（現任）</p> <p>(当社における担当) 営業企画部、業務部、営業管理部</p>
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>吉岡謙一氏は、これまで支社長、個人保険営業部門の長を務め、生命保険業に関する高度な知識及び十分な業務経験を有しております。</p> <p>同氏が有するこれまでの経験、実績及び知見を総合的に勘案すると、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから、当社の取締役として適任であると判断いたしました。</p>	

- (注) 1. 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職については、2026年5月1日現在のものです。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の選出にあたっては、その適格性に関し、保険業法第8条の2及び「保険会社向けの総合的な監督指針」に基づいて確認しております。
4. 取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める取締役選任基準を踏まえ、指名・報酬委員会での審議を経て、取締役会で決定しております。

〔取締役選任基準〕

以下の①から⑥の全てに該当すること

- ①健康で人格に優れ、高い倫理観を持つこと。
- ②法令を遵守し、反社会的勢力との関係の事実およびその疑義がないこと。
- ③当社の経営理念を理解し、当社の発展に貢献できること。
- ④以下のいずれかに該当すること。
 - ・生命保険業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・金融業に関する高度な知識を持ちかつ十分な業務経験を持つこと。
 - ・上場会社もしくはそれに相当する会社にて経営の十分な経験を持ち、当社経営の監視ができること。
 - ・財務、会計、税務、法務、IT、または企業経営に関する優れた専門知識を持つこと。
 - ・中長期的な視点から経営に対する助言ができること。
 - ・当社のビジネスモデルに対する助言ができること。
- ⑤取締役会に出席し、上記④に基づく自らの意見を活発に言い、取締役会審議の充実を行うことができること。
- ⑥取締役の相互牽制を行えること。

5. 社外取締役候補者の選出は、当社のコーポレートガバナンス基本方針に定める社外取締役の独立性基準を踏まえて行っております。

〔社外取締役の独立性基準〕

以下のいずれにも該当しないこと

- A. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
 - B. 当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - C. 当社から役員報酬以外に年額1,000万円以上の金銭それに相当するその他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者をいう。）
 - D. 選任時から1年前までに当社関連会社の業務執行者
- ※主要な取引先とは以下の状況をいう。
- ・保険取引において、年間の保険料全体の5%以上を占める。
 - ・年間の取引額が事業費の5%以上を占める。
 - ・融資額が融資額全体の5%以上を占める。

6. 当社の社外取締役に就任してからの年数（本総代会終結の時まで）
- (1)取締役候補者佐藤広氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって4年間であります。
 - (2)取締役候補者小巻垂矢氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって3年間であります。
 - (3)取締役候補者渡辺一氏の当社の社外取締役就任期間は、本総代会の終結の時をもって2年間であります。
7. 当社は、保険業法第53条の36が準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役候補者佐藤広氏、小巻垂矢氏及び渡辺一氏との間で、任務懈怠により当社に損害を与えた場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とした損害賠償責任を負うものとする責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合は、当社は3氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。

8. 当社は、保険業法第53条の38が準用する会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では、社員代表訴訟、第三者訴訟等により被保険者が被る損害賠償請求損害及び争訟費用等を負担することにより被る損害等が填補されることとなります。また、全ての被保険者について保険料は当社が全額を負担しておりますが、職務執行の適正性を保つため、一定額以下の損害を免責とする契約としております。なお、取締役は当該契約の被保険者となっており、吉岡謙一氏の選任が承認された場合、同氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時における更新を予定しております。
9. 渡辺一氏が2023年6月より社外監査役を務める日本貨物鉄道株式会社にて、2024年9月「輪軸の圧入作業に関する作業記録の書き換え等の不適切事案」が判明し、同年10月、鉄道事業法第23条第1項の規定に基づき国土交通大臣から「輸送の安全に関する事業改善命令」および「JR貨物の安全確保のために講ずべき措置」が命ぜられました。同氏は同不適切事案が判明するまで、その事案に係る事実を把握しておりませんでした。日頃より取締役会、監査役会にて法令順守、内部統制の重要性について指摘・提言を行ってまいりました。また、上記事実判明後は徹底した調査の実施、原因分析、再発防止策の実効性確保等について積極的に提言を行っております。

(参考) 取締役・監査役（予定）のスキルについて

当社の取締役会は、重要な経営に関する方針を決定するとともに、取締役の職務執行を監督することを役割としております。取締役会がその役割を適切に果たすためには、当社の事業内容、事業特性等を踏まえ、取締役会全体として必要なスキルが備わっていることが必要と考えております。また、監査役についても、取締役の職務の執行を適切に監査するためには、取締役会と同様のスキルを備える形で監査役会が構成されることが望ましいと考えております。下表のとおり、取締役会・監査役会は全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

なお、役職は本定時総代会にて取締役の選任が承認された場合の役職を記載しております。

氏名	役職	企業経営	金融経済・ 資産運用	財務・会計 ・税務	法務・コン プライア ンス	IT	人材開発・ 人事	営業・マー ケティング	数理・リス ク管理
米山 好映	取締役会長	○	○	○			○		
渡部 毅彦	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○			○		
林 俊勝	取締役 副社長執行役員	○	○	○		○	○		○
砂本 直樹	取締役 常務執行役員	○	○	○		○			○
山田 一郎	取締役 常務執行役員	○	○	○				○	
近藤 健	取締役 常務執行役員	○					○	○	
佐藤 広	社外取締役	○	○		○		○		
小巻 亜矢	社外取締役	○					○	○	
渡辺 一	社外取締役	○	○	○	○		○		
吉田 勇治	取締役執行役員	○			○		○		
矢崎 斉	取締役執行役員	○					○	○	
吉岡 謙一	取締役執行役員	○					○	○	
根津 嘉澄	社外監査役	○		○	○		○		
高橋 恭平	社外監査役	○		○			○		
渡部 肇史	社外監査役	○		○	○		○	○	
黒田 啓一	監査役	○			○	○	○	○	
重松 秀明	監査役	○		○					○

※上記は当社取締役・監査役が有する専門性・経験のすべてを記載したものではありません。

また、社外取締役・社外監査役については、当社が特に期待しているスキルを示しております。